

最終改正 令和8年9月30日

国自審第1685号

新設 平成31年3月29日

国自審第2109号

共通構造部（協定規則第0号）型式認証実施要領

本要領は、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成10年条約第12号）に附属する規則第0号（国際的な車両認証制度（IWVTA）に関する手続き等を定めた国際規則）に基づき、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被けん引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のものへ取り付ける特定共通構造部に関する指定及び証明の手続について定めるものである。

目次

第1 用語の定義

第2 共通構造部（IWVTA）型式指定実施要領

第3 共通構造部（IWVTA）型式証明実施要領

第4 共通構造部（IWVTA）型式認証申請書提出要領等

第5 COP ステートメントに係る証明及び交付

第1 用語の定義

この通達における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「法」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）をいう。
- (2) 「保安基準」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）をいう。
- (3) 「共通構造部指定規則」とは、共通構造部型式指定規則（平成28年国土交通省令第15号）をいう。
- (4) 「装置指定規則」とは、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）をいう。
- (5) 「協定」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成10年条約第12号）をいう。
- (6) 「協定規則」とは、協定に附属する規則をいう。
- (7) 「型式指定」とは、法第75条の2第1項の規定による特定共通構造部の型式の指

定をいう。

- (8) 「型式証明」とは、申請により、特定共通構造部をその型式について証明するものであって、申請に係る特定共通構造部の構成に協定規則第0号附則4パートA セクションI（以下「U-IWVTA の要件一覧」という。）に掲げる規則番号より古い版の規則番号に適合する装置を含むものをいう。
- (9) 「型式認証」とは、型式指定及び型式証明の総称をいう。
- (10) 「共通構造部」とは、車枠又は車体及びその他の法第41条第1項各号に掲げる装置の一部から構成される自動車の構造部分であって、複数の型式の自動車に共通して使用されるものをいう。
- (11) 「特定共通構造部」とは、共通構造部のうち、当該共通構造部により当該共通構造部を有する自動車の法第40条第8号に掲げる事項が特定されることとなるものをいう。
- (12) 「指定共通構造部等」とは、型式指定を受けた特定共通構造部及び法第75条の2第7項の規定により指定を受けたとみなされる特定共通構造部をいう。
- (13) 「証明共通構造部」とは、型式証明を受けた特定共通構造部をいう。
- (14) 「指定装置等」とは、法第75条の3第1項の規定により指定を受けた特定装置及び法第75条の3第8項の規定により指定を受けたとみなされる装置をいう。
- (15) 「共通構造部指定通知書等」とは、共通構造部指定規則第9条の共通構造部型式指定通知書又は既指定共通構造部型式指定通知書をいう。
- (16) 「共通構造部証明通知書等」とは、別添2第16の共通構造部型式証明通知書又は既証明共通構造部型式証明通知書をいう。
- (17) 「装置指定通知書等」とは、装置指定規則第9条の装置型式指定通知書又は既指定装置型式指定通知書をいう。
- (18) 「認定証」とは、協定規則に定める認定証をいう。
- (19) 「製作者等」とは、共通構造部指定規則第2条に規定する「製作者等」又は別添2第5に規定する「申請者」をいう。
- (20) 「指定製作者等」とは、指定共通構造部の製作者等をいう。
- (21) 「証明製作者等」とは、証明共通構造部の製作者等をいう。
- (22) 「IWVTA」とは、協定規則第0号により規定された国際的な車両認証制度（International Whole Vehicle Type Approval）をいう。
- (23) 「U-IWVTA」とは、U-IWVTA の要件一覧に掲げる規則番号又はそれ以降の版の規則番号に適合する全ての装置から構成される指定共通構造部等をいう。ただし、U-IWVTA の要件一覧において、アスタリスク「*」が付された規則番号については、当該特定共通構造部の構成に当該規則番号が適用される装置を含む場合に限り適合すればよいものとする。
- (24) 「L-IWVTA」とは、U-IWVTA の要件一覧に掲げる規則番号中、国際連合へ受入通

知を行った規則番号に適合する一部の装置により構成される指定共通構造部等、または特定共通構造部の構成にU-IWVTA の要件一覧に掲げる規則番号より古い版の規則番号に適合する装置を含む証明共通構造部をいう。

- (25) 「バージョン」とは、IWVTA 型式を構成する最下層における分類の呼称をいい、その詳細については、附則 1 「共通構造部（IWVTA）の同一型式等判定要領」に定める。
- (26) 「バリエント」とは、1 つ以上のバージョンから構成される分類の呼称をいい、その詳細については、附則 1 「共通構造部（IWVTA）の同一型式等判定要領」に定める。
- (27) 「IWVTA 型式」とは、1 つ以上のバリエント及びバージョンから構成される分類の呼称をいい、その詳細については、附則 1 「共通構造部（IWVTA）の同一型式等判定要領」に定める。
- (28) 「IWVTA クラス」とは、1 つ以上のIWVTA 型式から構成される分類の呼称をいい、その詳細については、附則 1 「共通構造部（IWVTA）の同一型式等判定要領」に定める。
- (29) ①「不正行為に係る部品について改善措置が適切に講じられていること及び改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面」とは、法第63条の 3 第 1 項に規定する改善措置の届出（以下「改善措置の届出」という。）に関する重大な不正行為を行った者から申請等があった特定共通構造部に、当該改善措置に係る自動車の部品と同種のものが使用されている場合に提出する書面をいう。
 - ②「改善措置の届出に関する重大な不正行為」とは、次の各号に掲げる行為であって、その行為に係る部品の不具合が原因で、死亡事故又は重傷事故が発生している又はその発生が明らかに見込まれる場合等をいう。
 - (ア) 法第63条の 2 第 5 項の規定による命令に違反したこと。
 - (イ) 法第63条の 3 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたこと。
 - (ウ) 法第63条の 4 第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたこと。
 - ③「当該改善措置に係る自動車の部品と同種のものが使用されている特定共通構造部」とは、法第63条の 3 第 1 項の規定により適切に改善措置を行うべきであった部品と同じ機能の部品が使用されている特定共通構造部をいう。
- (30) 「機構」とは、独立行政法人自動車技術総合機構をいう。
- (31) 「自動車審査部」とは、独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所自動車認証審査部をいう。

(32) 「電子申請」とは、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）」に基づく、電子申請の総合窓口（e-Gov）電子申請システムを利用し、国土交通省オンライン申請システムを経由して行うオンライン申請・届出等をいう。

(33) 「DETA」とは、協定細目5（認定文書の配布）に基づく国際連合のインターネット上のデータベースのことをいう。

(34) 「装置型式指定実施要領」とは、装置型式指定実施要領について（平成10年11月12日自技第215号、自審第1253号、自環第222号）の別添をいう。

(35) 「COP ステートメント」とは、協定規則第0号について、協定の細目1（製造の適合性に関する手続）に基づく製造の適合性に関する証明書をいう。

第2 共通構造部（IWVTA）型式指定実施要領

型式指定の申請等のうち、協定規則第0号に基づくものは、共通構造部指定規則の規定によるほか、別添1「共通構造部（IWVTA）型式指定実施要領」により取り扱うものとする。

なお、特定共通構造部は、U-IWVTA の要件一覧に掲げる規則番号に適合する装置から構成されるものであって、協定規則第30号、第79号、第94号、第95号及び第117号に適合する装置を含むものとする。ただし、当該特定共通構造部の構成に、協定規則第54号に適合する装置が含まれる場合にあっては、協定規則第30号に適合する装置は含まれなくてもよい。

第3 共通構造部（IWVTA）型式証明実施要領

L-IWVTA のうち、申請に係る特定共通構造部の構成にU-IWVTA の要件一覧に掲げる規則番号より古い版の規則番号に適合する装置を含むものに対する型式証明の申請等は、別添2「共通構造部（IWVTA）型式証明実施要領」により取り扱うものとする。

なお、特定共通構造部は、同一覧に掲げる規則番号に適合する装置から構成されるものであって、協定規則第30号、第79条、第94号、第95号及び第117号に適合する装置を含むものとする。ただし、当該特定共通構造部の構成に、協定規則第54号に適合する装置が含まれる場合にあっては、協定規則第30号に適合する装置は含まれなくてもよい。

第4 共通構造部（IWVTA）型式認証申請書提出要領等

別添1及び別添2の申請及び届出に係る申請書等の提出要領、諸元表の記載要領及び審査の実施要領等については、次表1欄の種類に応じて、同表2欄の附則により取り扱うものとする。

附則の適用段階	1 欄	2 欄
申請等の準備	共通構造部（IWVTA）の同一型式等判定要領	附則1

	協定規則第 0 号改訂時の共通構造部の申請等	附則 2
申請書等の作成	共通構造部（IWVTA）型式認証申請書等提出要領	附則 3
	共通構造部（IWVTA）の諸元表の記載要領	附則 4
	電子申請を行う場合の共通構造部（IWVTA）諸元表等の書面の作成要領	附則 5
	共通構造部（IWVTA）の外観図の記載要領	附則 6

第 5 COP ステートメントに係る証明及び交付

型式指定等の申請を行う者は、別添 3 に定めるところにより、COP ステートメントの交付を申請することができる。

別添1 共通構造部（IWVTA）型式指定実施要領

第1 指定の申請者

型式指定の申請は、次に掲げる者が行うものとする。

- (1) 特定共通構造部を製作することを業とする者（（2）に掲げる者を除く。）
- (2) 外国において本邦に輸出される特定共通構造部を製作することを業とする者
- (3) (1) 又は (2) に掲げる者から特定共通構造部を購入する契約を締結している者であって、当該特定共通構造部を販売することを業とする者（（4）に掲げる者を除く。）
- (4) (2) に掲げる者から特定共通構造部を購入する契約を締結している者であって、当該特定共通構造部を本邦に輸出することを業とする者

第2 指定の申請方法

特定のIWVTA 型式に対する申請は1つのみとし、IWVTA 型式毎に申請を行うとともに、同一型式内に設定した全てのバリエーションは同一の申請に含めることとする。なお、既に型式指定を受けているIWVTA クラスに属する新規のIWVTA 型式についても申請できることとする。ただし、本邦以外の協定締約国に既に提出しているIWVTA 型式の申請及び同一IWVTA クラスに属する型式であって、本邦以外の協定締約国に既に提出しているIWVTA 型式については、型式指定の申請を行うことはできない。また、特定共通構造部を構成する全ての装置は、指定装置等であるものとする。

なお、同一の製作者等が申請するIWVTA 型式は重複なく型式を付与しなければならない。

第3 申請書

申請書の記載に際しては、次の点に留意すること。

主たる製作工場の名称及び所在地欄には、特定共通構造部の製作工場の名称及び所在地を記載すること。

なお、主たる製作工場が複数ある場合には、それぞれについて記載すること。

第4 申請書の添付書面

申請書の添付書面は、別表の左欄に掲げるとおりとし、その記載要領等は、同表の右欄に掲げるとおりとし、3通提出すること。ただし、附則5「電子申請を行う場合の共通構造部（IWVTA）諸元表等の書面の作成要領」に従って申請を行う場合は、A4判で印刷可能な電子ファイル形式の提出によって3通提出されたものとみなす。申請書の添付書面が日本語以外で記載されているもので必要と認めるものにあつては、これを翻訳した書面を添付すること。

第5 変更届

- 1 共通構造部指定規則第8条第1項第1号及び第2号の変更届は、当該変更に係る事項を記載した添付書面（共通構造部指定規則第3条第2項の書面をいう。）と同一の様式により提出すること。

なお、共通構造部指定規則第3条第2項第1号、第3号から第5号までの書面で、項目等の追加により2葉となる場合等にあってはこの限りでない。

- 2 共通構造部指定規則第8条第1項第1号第2欄の国土交通大臣が定める事項は別表左欄第9号の検査用機械器具の一覧表（同号の変更の管理に関する手順に記載されている場合に限る。）とする。
- 3 共通構造部指定規則第8条第1項第1号第2欄中、第3条第2項第3号括弧書に掲げる書面の記載事項の変更による変更届の際、装置の型式指定（装置指定規則第4条の2第1項の規定による申請に係るものに限る。以下「既指定装置型式指定」という。）が行われたこと又は装置指定規則第5条の国土交通大臣が告示で定める国により認定された特定装置（以下「認定特定装置」という。）の拡大が行われたことにより、共通構造部指定規則第3条第2項第1号及び第2号に掲げる書面の記載事項に変更（既指定共通構造部型式指定に係るものにあっては共通構造部そのものの性能要件に限り、既指定装置型式指定又は認定特定装置に係るものにあっては装置そのものの性能要件に限る。）が生じる場合に限り、共通構造部指定規則第3条第2項第1号及び第2号に掲げる書面について当該変更に係る事項を記載し提出することができる。
- 4 共通構造部指定規則第8条第1項第2号に規定する軽微な変更とは、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。
 - （1）当該変更を行った特定共通構造部が保安基準に適合するかどうかの審査を機構に行わせる必要がないと審査・リコール課が判断した場合。
 - （2）別紙1の通知書（添付書面を除く）の記載事項に変更がない場合。
 - （3）協定規則第0号の改訂が予定されている場合、当該変更が改訂後の同規則に適合させるための内容でない場合。
- 5 共通構造部指定規則第8条第1項第1号及び第2号の届出の提出時期について各号第4欄に「変更後遅滞なく」とあるのは、「変更前に予め行う」に読み替えることができるものとする。

第6 既指定共通構造部型式指定の申請

共通構造部指定規則第8条第1項第1号及び第2号の変更届を行う場合は、既指定共通構造部型式指定の申請は省略することができる。

第7 申請内容の変更

共通構造部指定規則第 2 条に規定する指定の申請後又は第 4 条に規定する既指定共通構造部型式指定の申請後に行う当該申請内容の変更は、法第 75 条の 5 第 2 項に規定する通知が行われる前に限り、行うことができる。

ただし、申請内容の変更によって新たに確認を行う必要が生ずる場合など審査に要する期間を延長しなければならないと判断されたときは、申請者が、審査に要する期間の延長に同意する場合に限り、当該変更を行うことができるものとする。

第 8 外国人等による届出等

外国人又は外国法人が型式指定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第 9 電子申請による申請等

共通構造部指定規則第 2 条の規定による指定の申請、第 4 条の規定による既指定共通構造部型式指定の申請及び第 8 条の規定による届出は、電子申請により行うことができる。

なお、電子申請を行う場合にあっては、附則 5 「電子申請を行う場合の共通構造部（IWVTA）諸元表等の書面の作成要領」によること。また、申請書の申請種別欄に U-IWVTA 又は L-IWVTA の別及び特定共通構造部の IWVTA クラスを記載すること。

第 10 手数料の納付

申請者は、国土交通省から手数料額が通知された後、手数料を自動車審査部における審査が終了する前までに速やかに納付するものとする。ただし、自動車検査登録印紙により納付する場合は、自動車審査部における審査が終了した後とすることができる。

第 11 共通構造部型式指定通知書等の交付

共通構造部指定規則第 9 条に規定する各通知書については、別紙 1 に掲げる様式とし、当該通知書交付時に、DETA を使用して協定規則第 0 号を採用している協定の締約国に対し伝達することとする。ただし、DETA 運用開始までの間、従来と同じ手段により伝達することとする。

第 12 協定規則第 0 号改訂時の指定製作者等の対応

協定規則第 0 号の改訂により、U-IWVTA の要件一覧に掲げる規則番号に適合する装置の種類又は装置の規則番号が変更（以下、「協定規則第 0 号改訂による変更」という。）された場合にあっては、協定規則第 0 号が指定する日までに附則 2 「協定規則第

0号改訂時の共通構造部の申請等」により申告及び申請又は届出をしなければならない。

第13 その他

国土交通大臣は、その型式について指定を受けた特定共通構造部が、保安基準に適合していないおそれがある場合、又は均一性を有するものでないおそれがある場合で特に必要であると認めるときは、法第75条の6及び第100条の規定に基づき当該特定共通構造部の製作者等に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

なお、指定装置等に対しては、品質管理体制の確認を省略することができる。

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第4関係）

添 付 書 面	記 載 要 領 等
1 提出書面一覧表	記載要領は、附則3「共通構造部（IWVTA）型式認証申請書等提出要領」によること。
2 特定共通構造部の範囲	特定共通構造部の範囲については別記様式によること。
3 特定共通構造部の構造、装置及び性能を記載した書面（以下「諸元表」という。）	1 諸元表は、第1号様式によること。 2 記載要領は、附則4「共通構造部（IWVTA）の諸元表の記載要領」によること。
4 外観図及び外観写真	1 外観図の記載は、附則6「共通構造部（IWVTA）の外観図の記載要領」によること。 2 外観写真は、少なくとも、特定共通構造部の斜め前、斜め後ろから撮影し、特定共通構造部の外観の詳細を判別できるものであること。ただし、エンブレム、バッジ、エアスポイラー等の装飾物が含まれていなくともよい。
5 保安基準の規定に適合することを証する書面	特定共通構造部を構成し、U-IWVTA の要件一覧に掲げる協定規則に基づき指定を受けた各装置に対し、下記いずれかの書面の写しを提出すること。また、指定装置等一覧表を添付すること。 （1）装置指定規則第9条第1項第1号に掲げる装置型式指定通知書 （2）装置指定規則第9条第1項第2号に掲げる既指定装置型式指定通知書 （3）装置指定規則第5条の国土交通大臣が告示で定める国により認定を受けたことを証する書面
6 構造・装置の概要説明書	特定共通構造部の構造・装置の特徴を中心として記載すること。
7 その他特定共通構造部の構造・装置及び性能に関して必要な書面	
8 申請に係る特定共通構造部の品質管理システムに係る業務組織及び実施要領を記載した書面（申請に係る	1 次に掲げる事項を記載すること。 （1）品質管理システムに係る業務組織 （2）申請に係る特定共通構造部の品質管理システムに係る実施要領として、次に掲げる事項を定めた規程

特定共通構造部に関し、主たる製作工場について申請者が国際標準化機構（以下「ISO」という。）第9001号の規格等を取得している場合又はCOPステートメントを取得している場合にあっては、取得している事実を証する書面に代えることができる。）	類の名称を記載すること。 (i) 品質管理システムの方針及び目標 (ii) 品質管理システムに係る計画 (iii) 品質管理システムに係る評価の方法 (iv) 継続的改善並びに是正措置及び予防措置（不具合情報の収集・分析、当該情報を踏まえた対応を含む。） 2 ISO 第9001号等を取得している事実を証する書面に代える場合は、取得証明書（写し）を添付すること。 3 <u>COPステートメントを取得している場合は、当該COPステートメント</u>（写し）を添付すること。
9 申請に係る特定共通構造部の共通構造部指定規則第3条第2項第5号の検査実施要領	次に掲げる事項を記載すること。 1 検査の業務組織 2 検査の実施要領（該当する協定規則に基づく検査を含む。） （1）検査の実施項目 （2）検査の実施方法 （3）検査の実施方式 （4）検査用機械器具の一覧表 前2号に掲げる事項に係る変更の管理に関する手順を提出することができる。
10 特定共通構造部型式指定番号等表示図	共通構造部指定規則第6条に基づく特別な表示について、表示位置、表示方式を記載すること。指定製作者等が車両のデータプレートを貼り付ける場合、特別な表示は、データプレートの近く又はデータプレートに表記するものであること。 なお、上記第4号に掲げる図面に当該事項が記載されている場合には、提出を省略することができる。
11 共通構造部指定規則第2条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し	1 契約書が日本語以外で記載されているものにあつては、これを翻訳した書面を添付すること。 2 申請に係る特定共通構造部に関して、共通構造部指定規則第7条の規定による検査を行うのに必要となる技術情報の提供及び補修用部品の供給が当該特定共通構造部の製作を業とする者から申請者に対してなされる旨の契約が締結されていることが、当該契約書等から明らかであること。

12 共通構造部指定規則第3条第2項第8号に該当する者にとっては、不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	次に掲げる事項を記載すること。 1 不正行為の全容 2 不正行為の再発を防止するための組織体制の見直しを含めた具体的な措置
13 不正行為に係る部品について改善措置が適切に講じられていること及び改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	次に掲げる事項を記載すること。 1 当該不正行為に係る部品について講じられた改善措置の内容及び申請に係る特定共通構造部に使用されている部品のうち当該不正行為に係る部品と同種のものについても、これと同様の措置が講じられており、問題が解消されていること。 2 当該不正行為が発生した理由（具体的事実に基づく説明）及び不正行為の再発を防止するための措置。

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。

- 2 既に同一の書面を提出しているときは、その旨を申し出ることによって当該書面の提出を省略することができる。
- 3 同時に複数の型式を申請する場合で同一の書面を提出するときは、その旨を申し出ることによって当該書面の提出を代表で提出することができる。
- 4 添付書面については、申請に係る特定共通構造部の対象となる部分に限る。

Annex 1

別紙 1

Communication form

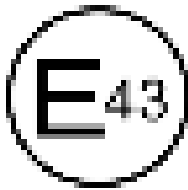
通 知 書

Part A: Vehicles of category M1

パートA：カテゴリーM1 車両

(Maximum format : A4(210×297mm))

(最大A4 判 (210×297 mm))



Issued by: Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

国 土 交 通 省

Concerning ¹ : Approval granted

Approval extended

Approval withdrawn with effect from dd/mm/yyyy

Approval refused

Production definitively discontinued

of an IWVTA type, pursuant to UN Regulation No. 0

協定規則第0号に基づく、特定共通構造部に係る

認可付与／認可拡大／認可取消（年／月／日より失効）／認可拒否／生産中止¹ について

Approval No. :

認可番号

Extension No. :

拡大番号

Reason for extension :

拡大の理由

Section I

セクションI

0.1. Make (trade name of manufacturer) :

車名（製作者の商号）

0.2. IWVTA class :

IWVTA クラス

0.2.0. IWVTA type :

IWVTA 型式

- 0.2.1. Commercial name(s)² :
通称名
- 0.3. Means of identification of IWVTA type if marked on the
vehicle :
車両に表示されている場合はIWVTA 型式の識別方法
- 0.3.1. Location of that marking :
当該マーキングの位置
- 0.4. Category of vehicle³ :
車両カテゴリー³
- 0.5. Name and address of manufacturer :
製作者の名称及び所在地
- 0.8. Name(s) and address(es) of assembly plant(s) :
製作工場の名称及び所在地
- 0.9. Name and address of the manufacturer's representative (if any) : ...
製作者の代理人の名称及び所在地（該当する場合）

Section II (Items 1. to 4. not applicable if production is definitely discontinued)
セクション II（1 項から4 項は、生産中止の場合は適用しない）

The undersigned hereby certifies the accuracy of the manufacturer's description in the attached information folder of the vehicle(s) described above ((a) sample(s) having been selected by the approval authority and submitted by the manufacturer as prototype(s) of the IWVTA type) and that the attached test results are applicable to the IWVTA type.

下記署名者は、上記の車両（認可当局がサンプルを選定し、製作者がIWVTA 型式の原型として提出したもの）の添付情報フォルダに記載された製作者の説明が正確であること、並びに添付のテスト結果は当該IWVTA 型式に適用可能であることを、ここに証明する。

1. The IWVTA type meets / does not meet¹ the technical requirements for U-IWVTA as prescribed in paragraph 5.1.2. of this Regulation.
当該IWVTA 型式は、本規則の5.1.2. 項に規定されたU-IWVTA の技術的要件を満たす／満たさない¹
2. The IWVTA type meets / does not meet¹ the technical requirements for L-IWVTA as prescribed in paragraph 5.1.3. of this Regulation.
当該IWVTA 型式は、本規則の5.1.3.項に規定されたL-IWVTA の技術的要件を満たす／満たさない¹
3. The approval is granted / extended / withdrawn with effect from

dd/mm/yyyy /refused¹

認可は付与／拡大／取消（年／月／日より失効）／拒否される。¹

4. The approval is granted in accordance with the procedure for new technologies as defined in Schedule 7 of the 1958 Agreement and the validity of the approval is thus limited to dd/mm/yyyy¹
認可は1958 年協定の附則7 に定義された新しい技術の手順に基づき付与されるため、認可の有効期限は 年／ 月／ 日である。¹

(Place).....

(場所)

(Signature)

(署名)

(Date)

(日付)

Attachments :

添付文書

Information package :

情報パッケージ

¹Strike out what does not apply.

該当しないものを抹消する。

²If not available at the time of granting the type approval, this item shall be completed at the latest when the vehicle is introduced on the market.

この項目は、型式認可時に既知でない場合は、遅くとも車両の市場投入時には記入されているものとする。

³As defined in paragraph 2. of the Consolidated Resolution on the Construction of Vehicles (R.E.3) (document ECE/TRANS/WP.29/78/Rev.6).

車両構造統合決議(R.E.3) (文書TRANS/WP.29/78/Rev.6)の2項の定義による。

第一号様式（諸元表）（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする）。

Annex5 Information document for the purpose of IWVTA

附則5 IWVTA を目的とする情報文書

Part I： Identification of the variants and versions

パート I：バリエーション及びバージョンの識別

Variants

バリエーション

Variant バリエーション				
Type of bodywork 車体の種類				
Number of lateral doors 側面ドアの数				
Engine 原動機				
Type of energy supply エネルギー供給の種類				
Working principle 作動原理				
Arrangement of cylinders シリンダーの配置				
Number of Cylinders シリンダーの数				
Number of axles 車軸数				
Number of powered axles 動力車軸の数				
Interconnection of powered axles 動力の連結				
Number of steered axles 操舵軸の数				

Versions

バージョン

Variant バリエーション				
Version バージョン				
Technically permissible maximum laden mass 技術的許容積載質量				
engine capacity 原動機総排気量				
maximum net power 最大ネット出力				

nature of the fuel 燃料の種類				
maximum number of seating positions 最大座席数				
Drive-by sound level 走行騒音レベル				

Annex5 Information document for the purpose of IWVTA

附則 5 IWVTA を目的とする情報文書

Part II: Information document

パート II : 情報文書

Vehicles of category M1

カテゴリーM1 車両

- 0. General
一般情報
- 0.1. Make (trade name of manufacturer):
車名 (製作者等の商号)
- 0.2. IWVTA class:
IWVTA クラス
- 0.2.0. IWVTA type:
IWVTA 型式
- 0.2.1. Commercial name(s) (if available):
通称名 (ある場合)
- 0.3. Means of identification of IWVTA type, if marked on the vehicle:
車両に表示されている場合はIWVTA 型式の識別方法
- 0.3.1. Location of that marking:
当該マーキングの位置
- 0.4. Category of vehicle:
車両カテゴリー
- 0.5. Name and address of manufacturer:
製作者等の名称及び所在地
- 0.6. Location of the approval mark:
認可マークの位置
- 0.8. Name(s) and address(es) of assembly plant(s):
組立工場の名称及び所在地
- 0.9. Name and address of the manufacturer's representative (if any): ...
製作者の代理人の名称及び所在地 (該当する場合)
- 1. General construction characteristics of the vehicle
車両構造上の一般的特徴
- 1.1. Photographs and/or drawings of a representative vehicle:
代表車両の写真及び／又は図面
- 1.3. Number of axles and wheels:

- 車軸数とホイール数
- 1.3.3. Powered axles (number, position, interconnection):
動力車軸（数、位置、相互連結）
- 1.4. Chassis (if any) (overall drawing):
車台（ある場合）（全体図）
- 1.6. Position and arrangement of the engine:
原動機の位置と配置
- 1.8. Hand of drive: left / right
運転位置：左／右
- 1.8.1. Vehicle is equipped to be driven in right / left¹ hand traffic
車両は道路の右側／左側通行仕様
2. Masses and dimensions
質量及び寸法
- 2.8. The technically permissible maximum laden mass:
技術的最大許容積載質量
3. Power plant
動力装置
- 3.1. Manufacturer of the engine:
原動機の製作者
- 3.1.1. Manufacturer's engine code (as marked on the engine or other means of identification):
製作者の原動機型式（原動機上に記されている通り、又はその他識別方法）
- 3.2. Internal combustion engine
内燃機関
- 3.2.1.1. Working principle: positive ignition / compression ignition
作動原理：強制点火／圧縮点火
Cycle: four stroke / two stroke / rotary
サイクル：4 ストローク／2 ストローク／ロータリー
- 3.2.1.2. Number and arrangement of cylinders:
シリンダーの数と配置
- 3.2.1.3. Engine capacity: cm³
総排気量
- 3.2.1.6. Normal engine idling speed: min-1
標準アイドリング回転数
- 3.2.1.8. Maximum net power: kW
at min-1

最大ネット出力

(manufacturer's declared value)

(製作者公称値)

- 3.2.2.1. Light-duty vehicles: Diesel / Petrol / LPG / NG or Biomethane /
Ethanol (E85) / Biodiesel / Hydrogen
軽量車：ディーゼル／ガソリン／LPG／NG 又はバイオメタン／
エタノール (E85) ／バイオディーゼル／水素
- 3.2.2.4. Vehicle fuel type: Mono-fuel / Bi-fuel / Flex-fuel
車両の燃料の種類：モノフューエル／バイフューエル／フレックス燃料
- 3.3. Electric motor
電動機
 - 3.3.1. Type (winding, excitation):
形式（巻線、励起）
 - 3.3.1.1.2. Maximum 30 min. power: kW
30 分間最大出力
 - 3.3.1.2. Operating voltage: V
作動電圧
 - 3.3.2. Battery
蓄電池
 - 3.3.2.4. Position:
位置
- 3.4. Engine or motor combination
原動機又は電動機の組み合わせ
 - 3.4.1. Hybrid electric vehicle: yes/no
ハイブリッド電気自動車：有／無
 - 3.4.2. Category of hybrid electric vehicle: off-vehicle charging / not off
vehicle charging
ハイブリッド電気自動車のカテゴリー：外部充電式／非外部充電式
- 4. Transmission
変速機
 - 4.2. Type (mechanical, hydraulic, electric, etc.):
形式（機械式、油圧式、電気式等）
 - 4.5. Gearbox
ギアボックス
 - 4.5.1. Type (manual / automatic / CVT (continuously variable transmission))
形式（マニュアル、オートマチック、CVT（無段変速））

- 4.7. Maximum vehicle design speed (in km/h)
最大設計車速 (km/h)
5. Axles
車軸
- 5.1. Description of each axle:
各車軸の説明
6. Suspension
緩衝装置
- 6.2. Type and design of the suspension of each axle or wheel:
各車軸又はホイールにおける緩衝装置の形式と設計
- 6.2.1. Level adjustment: yes/no/optional
レベル調整：有／無／オプション
- 6.2.3. Air-suspension for driving axle(s): yes/no
駆動車軸用空気ばね：有／無
- 6.2.4. Air-suspension for non-driving axle(s): yes/no
非駆動車軸用空気ばね：有／無
- 6.6.1. Tyre/wheel combination
タイヤ／ホイールの組み合わせ
 - (a) For tyres indicate size designation, load-capacity index, speed category symbol;
タイヤに関しては、サイズ指定、ロードキャパシティ指数、速度カテゴリー記号を記載すること
 - (b) For wheels indicate rim size(s) and off-set(s).
ホイールに関しては、リムのサイズとオフセット値を記載すること。
- 6.6.1.1. Axles
車軸
- 6.6.1.1.1. Axle 1:
車軸1
- 6.6.1.1.2. Axle 2:
車軸2
- 6.6.1.2. Spare wheel, if any:
スペアホイール（ある場合）
- 6.6.2. Upper and lower limits of rolling radii
回転半径の上限と下限
- 6.6.2.1. Axle 1:
車軸1

- 6.6.2.2. Axle 2:
車軸2
- 8. Brakes
制動装置
- 8.5. Anti-lock braking system: yes / no / optional
ABS：有／無／オプション
- 9. Bodywork
車体
- 9.1. Type of bodywork using the codes set out in paragraph 2. of Part A of Annex 7:
附則7 パートA の2 項に掲げるコードを用いた車体の形式
- 9.3. Occupant doors, latches and hinges
乗員ドア、ラッチ及びヒンジ
- 9.3.1. Door configuration and number of doors:
ドア形状と数
- 9.10. Interior arrangement
乗車装置
- 9.10.3. Seats
座席
- 9.10.3.1. Number of seating positions:
着席位置の数
- 9.10.3.1.1. Location and arrangement:
位置と配置

Annex5 Information document for the purpose of IWVTA
附則 5 IWVTA を目的とする情報文書

Part III: Type approval numbers
パートIII：型式認可番号

Regulation No. 規則番号	Type approval number 型式認可番号	Extension date 拡大日	Variant(s) / version(s) バリエーション／バージョン

Signed:
署名

Position in company:
職位

Date:
日付

別記様式（特定共通構造部（IWVTA）の範囲）

（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）

Regulation No. 協定規則番号／改訂版番号（名称）	Variant(s) / version(s) バリエーション／バージョン
10／06（電磁両立性に関する統一規定）	
11／04（ドアラッチ・ヒンジ）	
12／05（ステアリング機構）	
13H／01（乗用車の制動装置）	
14／09（座席ベルト取付装置）	
16／09（座席ベルト）	
17／11（座席）	
21／01（内部突起）	
26／04（外部突起）	
28／00（警音器）	
30／02（タイヤ・乗用車用） （又は協定規則第54号）	
34／04（衝突時の車両火災防止装置）	
39／01（速度計・走行距離計）	
43／01（ガラス）	
46／06（後写鏡）	
48／08（灯火器等の取付）	
51／03（騒音）	
54／00（タイヤ・商用車用） （又は協定規則第30号）	
58／03（後部潜り込み防止装置）	
* 64／03（応急用スペアタイヤ）	
79／04（かじ取り装置）	
85／00（原動機出力）	
94／04（前面衝突時の乗員保護装置）	
95／05（側面衝突時の乗員保護装置）	
*100／03（高電圧保護装置）	
*110／06（CNG・LNG自動車）	
117／04（タイヤ騒音、転がり抵抗等）	
121／01（手動コントロール装置、テルテール等）	
125／03（運転者の前方視界）	

127／04（歩行者保護装置）	
*129／04（幼児用拘束装置）	
*134／00（水素燃料車の安全関連性能）	
135／02（車両のポール側面衝突性能）	
137／02（拘束装置を中心とした前面衝突時における乗 用車）	
*138／02（静かな道路運送車両の可聴性の低下）	
139／00（ブレーキアシスト装置）	
140／00（電子安定性制御装置）	
141／01（タイヤ空気圧監視装置）	
142／01（タイヤの取り付け）	
154／03（WLTP）	
161／00（自動車の盗難防止（ロックシステム））	
*162／00（イモビライザ）	
*163／00（車両警報システム）	

- 備考 1. 申請対象の協定規則が適用される、バリエーション・バージョンを記載する。
2. 申請対象の協定規則以外は記載を要しない。
3. *印は、装備している場合のみ適用する。
4. 第1号様式（諸元表）のPart III（型式認可番号一覧表）を提出することにより、別記様式を省略することができる。

別添 2 共通構造部（IWVTA）型式証明実施要領

第 1 型式証明の対象範囲

共通構造部を構成する装置の全部又は一部にU-IWVTA の要件一覧に掲げる規則番号より古い版の規則番号に適合する装置を含む特定共通構造部については、本要領に基づき型式証明申請を行うこととする。

なお、第16に基づき交付された通知書は、自動車型式指定規則第 3 条第 2 項第 3 号に規定する書面に用いることはできないものとする。

第 2 型式証明の判定基準

- 1 型式証明は、申請に係る特定共通構造部の当該申請に係る構造、装置及び性能が、U-IWVTA の要件一覧に掲げる規則番号又はU-IWVTA の要件一覧に掲げる規則番号より古い版（当該申請において申請者が定めたもの）の規則番号に基づく技術的な要件に適合し、かつ、当該特定共通構造部が均一性を有するものであるかどうかを判定することによって行う。
- 2 法第63条の 3 第 1 項に規定する改善措置の届出に関する重大な不正を行った自動車製作者等（法第57条の 2 に規定する自動車製作者等をいう。）が行った証明の申請のうち、当該改善措置に係る自動車の部品と同種のものが使用されている特定共通構造部に係るものにあつては、当該改善措置及び当該改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていること。

第 3 型式証明の取消し

次の各号のいずれかに該当する場合には、第 2 の証明を取り消すことができる。この場合において、取消しの日までに製作された特定共通構造部について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

- （1）その型式について証明を受けた特定共通構造部の当該証明に係る構造、装置又は性能がU-IWVTA の要件一覧に掲げる規則番号又はU-IWVTA の要件一覧に掲げる規則番号より古い版（当該証明において申請者が定めるもの）の規則番号に基づく技術的な要件に適合しなくなったとき。
- （2）その型式について証明を受けた特定共通構造部が均一性を有するものでなくなったとき。
- （3）不正の手段によりその型式について証明を受けたとき。

第 4 型式についての証明に係る自動車審査部の審査

国土交通大臣は、第 1 の特定共通構造部の型式についての証明に関する事務のうち、当該特定共通構造部の構造、装置又は性能がU-IWVTA の要件一覧に掲げる規則番号又は

U-IWVTA の要件一覧に掲げる規則番号より古い版（当該申請において申請者が定めるもの）の規則番号に基づく技術的な要件に適合するかどうかの審査を自動車審査部に行わせるものとする。

自動車審査部は、当該審査を行った時は、次に掲げる事項を記載した審査結果通知書により、遅滞なく当該審査の結果を国土交通大臣に通知しなければならない。

- (1) 特定共通構造部の名称及び型式
- (2) 申請者の氏名又は名称
- (3) 審査結果

第5 証明の申請者

第1に規定する証明の申請は、次に掲げる者が行うものとする。

- (1) 特定共通構造部を製作することを業とする者
- (2) (1)に掲げる者から特定共通構造部を購入する契約を締結している者であつて、当該特定共通構造部を販売することを業とする者

第6 証明の申請方法

特定のIWVTA 型式に対する申請は1つのみとし、IWVTA 型式毎に申請を行うとともに、同一型式内に設定した全てのバリエーション及びバージョンは同一の申請に含めることとする。なお、既に型式指定又は型式証明を受けているIWVTA クラスに属する新規のIWVTA 型式についても申請できることとする。ただし、本邦以外の協定締約国に既に提出しているIWVTA 型式の申請及び同一IWVTA クラスに属する型式であつて、本邦以外の協定締約国に既に提出しているIWVTA 型式については、型式証明の申請を行うことはできない。また、特定共通構造部を構成する全ての装置は、指定装置等であるものとする。

なお、同一の製作者等が申請するIWVTA 型式は重複なく型式を付与しなければならない。

第7 新規申請における申請書

申請者は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書（第1号様式）を、機構に対し、その写しを提出し、かつ、申請に係る特定共通構造部を機構に提示しなければならない。

- (1) 特定共通構造部の名称及び型式
- (2) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (3) 主たる製作工場の名称及び所在地

また、申請書の記載に際しては、主たる製作工場の名称及び所在地欄には、特定共通構造部の製作工場の名称及び所在地を記載することとし、主たる製作工場が複

数ある場合には、それぞれについて記載することとする。

第8 新規申請における申請書の添付書面

- 1 申請書の添付書面は、別表の左欄に掲げるとおりとし、その記載要領等は、同表の右欄に掲げるとおりとし、3通提出すること。ただし、附則5「電子申請を行う場合の共通構造部（IWVTA）諸元表等の書面の作成要領」に従って申請を行う場合は、A4判で印刷可能な電子ファイル形式の提出によって3通提出されたものとみなす。

申請書の添付書面が日本語以外で記載されているもので必要と認めるものにあつては、これを翻訳した書面を添付すること。

- 2 国土交通大臣又は機構は、第7及び前項に規定するもののほか、申請者に対し、指定に関し必要があると認めるときは、必要な書面の提出を求めることができる。

第9 既証明共通構造部型式証明の申請

- 1 第7及び第8の規定にかかわらず、証明製作者等は、当該証明特定共通構造部の型式と重要でない部分のみが異なる型式（以下「同一と認められる型式」という。）について証明を申請する場合には、国土交通大臣に対し第2号様式による申請書及び当該証明特定共通構造部の型式と異なる部分に関する資料を、自動車審査部に対しそれらの写しを提出することをもって、第7に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る特定共通構造部の自動車審査部への提示並びに第8に規定する書面（別表第11号及び第12号に掲げる書面を除く。）の添付に代えることができる。
- 2 自動車審査部は、証明製作者等に対し、前項の規定による申請に係る証明に関し必要があると認めるときは、当該申請に係る特定共通構造部の提示を求めることができる。
- 3 第10第1項第1号及び第2号の変更届を行う場合は、既証明共通構造部型式証明の申請は省略することができる。

第10 変更届

- 1 次の表の第1欄に掲げる者は、第2欄に掲げる場合には、第3欄に掲げる届出書を、第4欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
1 証明製作者等	第7の申請書各号又は別表第5号、第8号若しくは第9号（変更の管理に関する手順に記載されている検査用機械器具の一覧表を除く。）	その旨を記載した届出書	変更前に予め行う

	の書面の記載事項に変更があった場合		
2 証明製作者等	別表第3号又は第4号若しくは第10号の書面の記載事項に軽微な変更があった場合	その旨を記載した届出書	変更前に予め行う
3 証明を受けた者	当該型式の特定共通構造部の製作者等なくなった場合	その旨を記載した届出書（第3号様式）	当該型式の特定共通構造部の製作者等なくなった日から30日以内

- 2 前項第1号及び第2号の場合において、第7の申請書の第2号に規定する「申請者」は「証明製作者」と読み替える。
- 3 第1項第3号の届出があった場合において、取消しの日までに製作等が行われた特定共通構造部については取消しの効力は及ばないものとする。
- 4 第1項第1号及び第2号の変更届は、当該変更に係る事項を記載した添付書面（第8の書面をいう。）と同一の様式により提出すること。
 なお、別表第3号、第5号、第8号及び第9号の書面で、項目等の追加により2葉となる場合等にあってはこの限りでない。
- 5 別表第5号に掲げる装置の既指定装置型式指定又は認定特定装置の拡大が行われたことにより、別表第3号及び第4号に掲げる書面の記載事項に変更（既証明共通構造部型式証明に係るものにあっては共通構造部そのものの性能要件に限り、既指定装置型式指定又は認定特定装置に係るものにあっては装置そのものの性能要件に限る。）が生じる場合に限り、別表第3号及び第4号に掲げる書面について当該変更に係る事項を記載し提出することができる。
- 6 本通達別添2に基づく型式証明を受けているL-IWVTA に対し、証明製作者等が同一IWVTA 型式の範囲で構造変更を実施し、L-IWVTA として証明を受けている特定共通構造部をU-IWVTA として新規に型式指定を受けた際に構造変更前の特定共通構造部を引き続きL-IWVTA として製作を継続することができる。また、製作を廃止する際には、第1項第3号に従って届出なければならない。
- 7 第1項第2号の軽微な変更とは、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。
 - （1）当該変更を行った特定共通構造部が協定規則の規則番号に基づく技術的な要件に適合するかどうかの審査を機構に行わせる必要がないと審査・リコール課が判断した場合。
 - （2）別紙1の通知書（添付書面を除く）の記載事項に変更がない場合。

第11 申請内容の変更

第7に規定する新規型式証明の申請後又は第9に規定する既証明共通構造部型式証明の申請後に行う当該申請内容の変更は、第4に規定する通知が行われる前に限り、行うことができる。

ただし、申請内容の変更によって新たに確認を行う必要が生ずる場合など審査に要する期間を延長しなければならないと判断されたときは、申請者が、審査に要する期間の延長に同意する場合に限り、当該変更を行うことができるものとする。

第12 外国人等による届出等

外国人又は外国法人が型式証明の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第13 特別な表示

申請者は、その型式について証明を受けた特定共通構造部に、第4号様式に定める表示を付すものとする。当該表示は、特定共通構造部に耐久性のある方法で、鮮明に表示しなければならない、これと紛らわしい表示を付してはならない。

第14 品質管理の記録の保存

証明製作者等は、当該証明特定共通構造部が証明を受けた型式としての構造、装置及び性能を有するようにしなければならない。また、当該証明特定共通構造部が均一性を有するようにするため、共通構造部指定規則第3条第2項第5号の検査実施要領に従った検査をし、かつ、当該検査の結果の分析等を行わなければならない。この場合において、証明製作者等は、当該検査の結果を一年間保存しなければならない。

第15 電子申請による申請等

第7の新規の型式証明の申請、第9の既証明共通構造部型式証明の申請及び第10の届出は、電子申請により行うことができる。

なお、電子申請を行う場合にあっては、附則5「電子申請を行う場合の共通構造部（IWVTA）諸元表等の書面の作成要領」によること。また、申請書の申請種別欄にL-IWVTAである旨及び特定共通構造部のIWVTAクラスを記載すること。

第16 共通構造部型式証明通知書等の交付

国土交通省物流・自動車局の長は、第7に基づく型式証明、第9に基づく既証明共通

構造部型式証明及び第10第1項第3号に基づく証明の取消しを行ったときは、別紙1に掲げる通知書を交付することとする。

なお、当該通知書交付時に、DETA を使用して協定規則第0号を採用している協定の締約国に対し伝達することとする。ただし、DETA 運用開始までの間、従来と同じ手段により伝達することとする。

第17 その他

国土交通大臣は、その型式について証明を受けた特定共通構造部が、U-IWVTA の要件一覧に掲げる規則番号又はU-IWVTA の要件一覧に掲げる規則番号より古い版（証明製作者等が定めるもの）の規則番号に基づく技術的な要件に適合し、又は均一性を有するものでないおそれがある場合で特に必要であると認めるときは、型式証明を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

なお、指定装置等に対しては、品質管理体制の確認を省略することができる。

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第8関係）

添 付 書 面	記 載 要 領 等
1 提出書面一覧表	記載要領は、附則3「共通構造部（IWVTA）型式認証申請書等提出要領」によること。
2 特定共通構造部の範囲	特定共通構造部の範囲については別記様式によること。
3 特定共通構造部の構造、装置及び性能を記載した書面（以下「諸元表」という。）	1 諸元表は、第5号様式によること。 2 記載要領は、附則4「共通構造部（IWVTA）の諸元表の記載要領」によること。
4 外観図及び外観写真	1 外観図の記載は、附則6「共通構造部（IWVTA）の外観図の記載要領」によること。 2 外観写真は、少なくとも、特定共通構造部の斜め前、斜め後ろから撮影し、特定共通構造部の外観の詳細を判別できるものであること。ただし、エンブレム、バッジ、エアスポイラー等の装飾物が含まれていなくともよい。
5 協定規則の技術基準に適合することを証する書面	特定共通構造部を構成し、U-IWVTA の要件一覧に掲げる規則番号又はU-IWVTA の要件一覧に掲げる規則番号より古い版（証明製作者等が定めるもの）の規則番号に基づき指定又は認定を受けた各装置に対し、下記のいずれかの書面の写しを提出すること。また、指定装置等一覧表を添付すること。 （1）装置指定規則第9条第1項第1号に掲げる装置型式指定通知書 （2）装置指定規則第9条第1項第2号に掲げる既指定装置型式指定通知書 （3）装置指定規則第5条の国土交通大臣が告示で定める国により認定を受けたことを証する書面
6 構造・装置の概要説明書	特定共通構造部の構造・装置の特徴を中心として記載すること。
7 その他特定共通構造部の構造・装置及び性能に関して必要な書面	
8 申請に係る特定共通構造部の品質管理システムに係	1 次に掲げる事項を記載すること。 （1）品質管理システムに係る業務組織

る業務組織及び実施要領を記載した書面（申請に係る特定共通構造部に関し、主たる製作工場について申請者が国際標準化機構（以下「ISO」という。）第9001号の規格等を取得している場合又はCOPステートメントを取得している場合にあっては、取得している事実を証する書面に代えることができる。）	（2）申請に係る特定共通構造部の品質管理システムに係る実施要領として、次に掲げる事項を定めた規程類の名称を記載すること。 (i) 品質管理システムの方針及び目標 (ii) 品質管理システムに係る計画 (iii) 品質管理システムに係る評価の方法 (iv) 継続的改善並びに是正措置及び予防措置（不具合情報の収集・分析、当該情報を踏まえた対応を含む。） 2 ISO 第9001号等を取得している事実を証する書面に代える場合は、取得証明書（写し）を添付すること。 3 <u>COPステートメントを取得している場合は、当該COPステートメント</u>（写し）を添付すること。
9 申請に係る特定共通構造部の共通構造部指定規則第3条第2項第5号の検査実施要領	次に掲げる事項を記載すること。 1 検査の業務組織 2 検査の実施要領（該当する協定規則に基づく検査を含む。） （1）検査の実施項目 （2）検査の実施方法 （3）検査の実施方式 （4）検査用機械器具の一覧表 前2号に掲げる事項に係る変更の管理に関する手順を提出することができる。
10 特定共通構造部型式証明番号等表示図	第13に基づく特別な表示について、表示位置、表示方式を記載すること。証明製作者等が車両のデータプレートを貼り付ける場合、特別な表示は、データプレートの近く又はデータプレートに表記するものであること。 なお、上記第4号に掲げる図面に当該事項が記載されている場合には、提出を省略することができる。
11 第5第2号の購入契約を締結している者に対しては、当該契約書の写し	1 契約書が日本語以外で記載されているものに対しては、これを翻訳した書面を添付すること。 2 申請に係る特定共通構造部に関して、第14の規定による検査を行うのに必要となる技術情報の提供及び補修用部品の供給が当該特定共通構造部の製作を業とする者から申請者に対してなされる旨の契約が締結されていることが、当該契約書等から明らかであること。

12 第3第3号又は共通構造部指定規則第3条第2項第8号に該当する者にあつては、不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	次に掲げる事項を記載すること。 1 不正行為の全容 2 不正行為の再発を防止するための組織体制の見直しを含めた具体的な措置
13 不正行為に係る部品について改善措置が適切に講じられていること及び改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	次に掲げる事項を記載すること。 1 当該不正行為に係る部品について講じられた改善措置の内容及び申請に係る特定共通構造部に使用されている部品のうち当該不正行為に係る部品と同種のものについても、これと同様の措置が講じられており、問題が解消されていること。 2 当該不正行為が発生した理由（具体的事実に基づく説明）及び不正行為の再発を防止するための措置。

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。

- 2 既に同一の書面を提出しているときは、その旨を申し出ることによって当該書面の提出を省略することができる。
- 3 同時に複数の型式を申請する場合で同一の書面を提出するときは、その旨を申し出ることによって当該書面の提出を代表で提出することができる。
- 4 添付書面については、申請に係る特定共通構造部の対象となる部分に限る。

Annex 1

別紙 1

Communication form

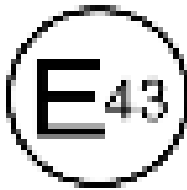
通 知 書

Part A: Vehicles of category M1

パートA：カテゴリーM1 車両

(Maximum format : A4(210×297mm))

(最大A4 判 (210×297 mm))



Issued by: Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

国 土 交 通 省

Concerning ¹ : Approval granted

Approval extended

Approval withdrawn with effect from dd/mm/yyyy

Approval refused

Production definitively discontinued

of an IWVTA type, pursuant to UN Regulation No. 0

協定規則第0号に基づく、特定共通構造部に係る

認可付与／認可拡大／認可取消（年／月／日より失効）／認可拒否／生産中止¹ について

Approval No. :

認可番号

Extension No. :

拡大番号

Reason for extension :

拡大の理由

Section I

セクションI

0.1. Make (trade name of manufacturer) :

車名（製作者の商号）

0.2. IWVTA class :

IWVTA クラス

0.2.0. IWVTA type :

IWVTA 型式

- 0.2.1. Commercial name(s)² :
通称名
- 0.3. Means of identification of IWVTA type if marked on the
vehicle :
車両に表示されている場合はIWVTA 型式の識別方法
- 0.3.1. Location of that marking :
当該マーキングの位置
- 0.4. Category of vehicle³ :
車両カテゴリー³
- 0.5. Name and address of manufacturer :
製作者の名称及び所在地
- 0.8. Name(s) and address(es) of assembly plant(s) :
製作工場の名称及び所在地
- 0.9. Name and address of the manufacturer's representative (if any) : ...
製作者の代理人の名称及び所在地（該当する場合）

Section II (Items 1. to 4. not applicable if production is definitely discontinued)
セクション II（1 項から4 項は、生産中止の場合は適用しない）

The undersigned hereby certifies the accuracy of the manufacturer's description in the attached information folder of the vehicle(s) described above ((a) sample(s) having been selected by the approval authority and submitted by the manufacturer as prototype(s) of the IWVTA type) and that the attached test results are applicable to the IWVTA type.

下記署名者は、上記の車両（認可当局がサンプルを選定し、製作者がIWVTA 型式の原型として提出したもの）の添付情報フォルダに記載された製作者の説明が正確であること、並びに添付のテスト結果は当該IWVTA 型式に適用可能であることを、ここに証明する。

- 2. The IWVTA type meets / does not meet¹ the technical requirements for U-IWVTA as prescribed in paragraph 5.1.2. of this Regulation.
当該IWVTA 型式は、本規則の5.1.2. 項に規定されたU-IWVTA の技術的要件を満たす／満たさない¹
- 2. The IWVTA type meets / does not meet¹ the technical requirements for L-IWVTA as prescribed in paragraph 5.1.3. of this Regulation.
当該IWVTA 型式は、本規則の5.1.3.項に規定されたL-IWVTA の技術的要件を満たす／満たさない¹
- 3. The approval is granted / extended / withdrawn with effect from

dd/mm/yyyy /refused¹

認可は付与／拡大／取消（年／月／日より失効）／拒否される。¹

4. The approval is granted in accordance with the procedure for new technologies as defined in Schedule 7 of the 1958 Agreement and the validity of the approval is thus limited to dd/mm/yyyy¹
認可は1958 年協定の附則7 に定義された新しい技術の手順に基づき付与されるため、認可の有効期限は 年／ 月／ 日である。¹

(Place).....

(場所)

(Signature)

(署名)

(Date)

(日付)

Attachments :

添付文書

Information package :

情報パッケージ

¹Strike out what does not apply.

該当しないものを抹消する。

²If not available at the time of granting the type approval, this item shall be completed at the latest when the vehicle is introduced on the market.

この項目は、型式認可時に既知でない場合は、遅くとも車両の市場投入時には記入されているものとする。

³As defined in paragraph 2. of the Consolidated Resolution on the Construction of Vehicles (R.E.3) (document ECE/TRANS/WP.29/78/Rev.6).

車両構造統合決議(R.E.3) (文書TRANS/WP.29/78/Rev.6)の2項の定義による。

第一号様式（共通構造部（IWVTA）型式証明申請書）（第7関係）

受付番号（※）

受付年月日（※）

共通構造部（IWVTA）型式証明申請書

国土交通大臣 殿

年 月 日

特定共通構造部の名称及び型式

申請者の氏名又は名称及び印並びに住所

主たる製作工場の名称及び所在地

（日本産業規格A列4番）

備考 ※印の欄は、申請者が記載しないこと。

第二号様式（既証明共通構造部型式証明申請書）（第9関係）

受付番号（※）	
受付年月日（※）	
既証明共通構造部（IWVTA）型式証明申請書	
国土交通大臣 殿	
年 月 日	
証明特定共通構造部の名称及び型式	
証明番号	
証明を受けた特定共通構造部の範囲	
証明製作者等の氏名又は名称及び印並びに住所	
異なる事項及び異なる事由	
備考	

（日本産業規格A列4番）

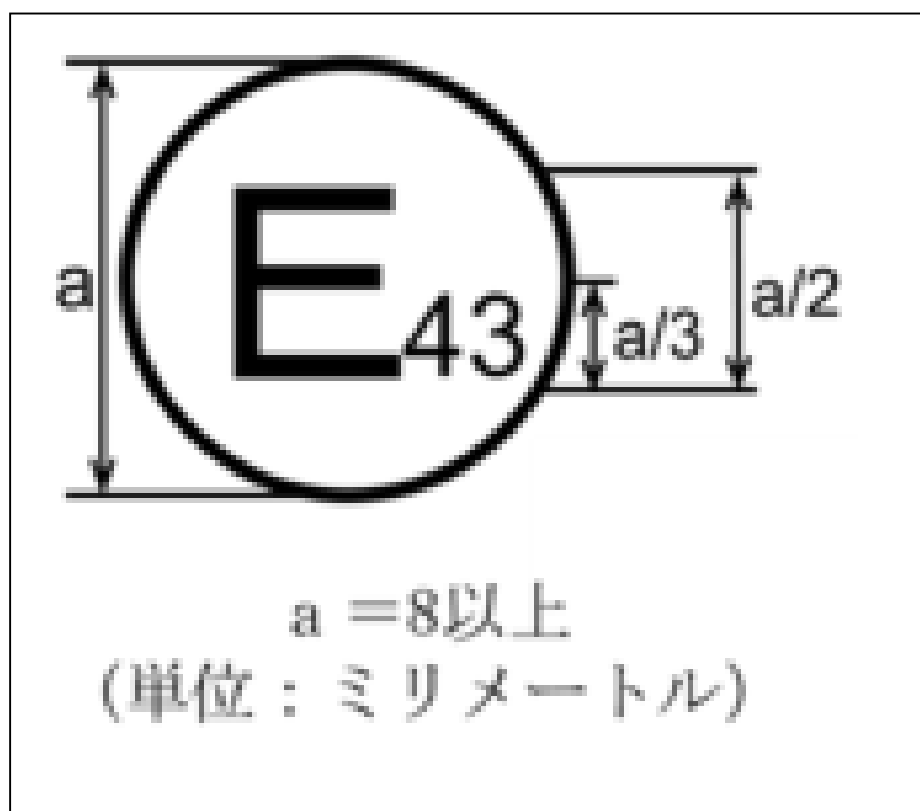
備考 ※印の欄は、申請者が記載しないこと。

第三号様式（証明特定共通構造部（IWVTA）製作等廃止届）（第 10 関係）

証明特定共通構造部（IWVTA）製作等廃止届		
国土交通大臣 殿		
		年 月 日
証明特定共通構造部の名称及び型式		
証明番号		
届出者の氏名又は名称及び印並びに住所		
製作等廃止事由		
備考		

（日本産業規格 A 列 4 番）

第四号様式（特別な表示）（第 13 関係）



第五号様式（諸元表）（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする）。

Annex5 Information document for the purpose of IWVTA

附則5 IWVTA を目的とする情報文書

Part I：Identification of the variants and versions

パート I：バリエーション及びバージョンの識別

Variants

バリエーション

Variant バリエーション				
Type of bodywork 車体の種類				
Number of lateral doors 側面ドアの数				
Engine 原動機				
Type of energy supply エネルギー供給の種類				
Working principle 作動原理				
Arrangement of cylinders シリンダーの配置				
Number of Cylinders シリンダーの数				
Number of axles 車軸数				
Number of powered axles 動力車軸の数				
Interconnection of powered axles 動力の連結				
Number of steered axles 操舵軸の数				

Versions

バージョン

Variant バリエーション				
Version バージョン				
Technically permissible maximum laden mass 技術的最大の許容積載質量				
engine capacity 原動機総排気量				
maximum net power 最大ネット出力				

nature of the fuel 燃料の種類				
maximum number of seating positions 最大座席数				
Drive-by sound level 走行騒音レベル				

Annex5 Information document for the purpose of IWVTA

附則 5 IWVTA を目的とする情報文書

Part II: Information document

パート II : 情報文書

Vehicles of category M1

カテゴリーM1 車両

- 0. General
一般情報
- 0.1. Make (trade name of manufacturer):
車名 (製作者等の商号)
- 0.2. IWVTA class:
IWVTA クラス
- 0.2.0. IWVTA type:
IWVTA 型式
- 0.2.1. Commercial name(s) (if available):
通称名 (ある場合)
- 0.3. Means of identification of IWVTA type, if marked on the vehicle:
車両に表示されている場合はIWVTA 型式の識別方法
- 0.3.1. Location of that marking:
当該マーキングの位置
- 0.4. Category of vehicle:
車両カテゴリー
- 0.5. Name and address of manufacturer:
製作者等の名称及び所在地
- 0.6. Location of the approval mark:
認可マークの位置
- 0.8. Name(s) and address(es) of assembly plant(s):
組立工場の名称及び所在地
- 0.9. Name and address of the manufacturer's representative (if any): ...
製作者の代理人の名称及び所在地 (該当する場合)
- 1. General construction characteristics of the vehicle
車両構造上の一般的特徴
- 1.1. Photographs and/or drawings of a representative vehicle:
代表車両の写真及び／又は図面
- 1.3. Number of axles and wheels:

- 車軸数とホイール数
- 1.3.3. Powered axles (number, position, interconnection):
動力車軸（数、位置、相互連結）
- 1.4. Chassis (if any) (overall drawing):
車台（ある場合）（全体図）
- 1.6. Position and arrangement of the engine:
原動機の位置と配置
- 1.8. Hand of drive: left / right
運転位置：左／右
- 1.8.1. Vehicle is equipped to be driven in right / left¹ hand traffic
車両は道路の右側／左側通行仕様
2. Masses and dimensions
質量及び寸法
- 2.8. The technically permissible maximum laden mass:
技術的最大許容積載質量
3. Power plant
動力装置
- 3.1. Manufacturer of the engine:
原動機の製作者
- 3.1.1. Manufacturer's engine code (as marked on the engine or other means of
identification):
製作者の原動機型式（原動機上に記されている通り、又はその他識別方法）
- 3.2. Internal combustion engine
内燃機関
- 3.2.1.1. Working principle: positive ignition / compression ignition
作動原理：強制点火／圧縮点火
Cycle: four stroke / two stroke / rotary
サイクル：4 ストローク／2 ストローク／ロータリー
- 3.2.1.2. Number and arrangement of cylinders:
シリンダーの数と配置
- 3.2.1.3. Engine capacity: cm³
総排気量
- 3.2.1.6. Normal engine idling speed: min-1
標準アイドリング回転数
- 3.2.1.8. Maximum net power: kW
at min-1

最大ネット出力

(manufacturer's declared value)

(製作者公称値)

- 3.2.2.1. Light-duty vehicles: Diesel / Petrol / LPG / NG or Biomethane /
Ethanol (E85) / Biodiesel / Hydrogen
軽量車：ディーゼル／ガソリン／LPG／NG 又はバイオメタン／
エタノール (E85) ／バイオディーゼル／水素
- 3.2.2.4. Vehicle fuel type: Mono-fuel / Bi-fuel / Flex-fuel
車両の燃料の種類：モノフューエル／バイフューエル／フレックス燃料
- 3.3. Electric motor
電動機
 - 3.3.1. Type (winding, excitation):
形式（巻線、励起）
 - 3.3.1.1.2. Maximum 30 min. power: kW
30 分間最大出力
 - 3.3.1.2. Operating voltage: V
作動電圧
 - 3.3.2. Battery
蓄電池
 - 3.3.2.4. Position:
位置
- 3.4. Engine or motor combination
原動機又は電動機の組み合わせ
 - 3.4.1. Hybrid electric vehicle: yes/no
ハイブリッド電気自動車：有／無
 - 3.4.2. Category of hybrid electric vehicle: off-vehicle charging / not off
vehicle charging
ハイブリッド電気自動車のカテゴリー：外部充電式／非外部充電式
- 4. Transmission
変速機
 - 4.2. Type (mechanical, hydraulic, electric, etc.):
形式（機械式、油圧式、電気式等）
 - 4.5. Gearbox
ギアボックス
 - 4.5.1. Type (manual / automatic / CVT (continuously variable transmission))
形式（マニュアル、オートマチック、CVT（無段変速））

- 4.7. Maximum vehicle design speed (in km/h)
最大設計車速 (km/h)
5. Axles
車軸
- 5.1. Description of each axle:
各車軸の説明
6. Suspension
緩衝装置
- 6.2. Type and design of the suspension of each axle or wheel:
各車軸又はホイールにおける緩衝装置の形式と設計
- 6.2.1. Level adjustment: yes/no/optional
レベル調整：有／無／オプション
- 6.2.3. Air-suspension for driving axle(s): yes/no
駆動車軸用空気ばね：有／無
- 6.2.4. Air-suspension for non-driving axle(s): yes/no
非駆動車軸用空気ばね：有／無
- 6.6.1. Tyre/wheel combination
タイヤ／ホイールの組み合わせ
 - (a) For tyres indicate size designation, load-capacity index, speed category symbol;
タイヤに関しては、サイズ指定、ロードキャパシティ指数、速度カテゴリー記号を記載すること
 - (b) For wheels indicate rim size(s) and off-set(s).
ホイールに関しては、リムのサイズとオフセット値を記載すること。
- 6.6.1.1. Axles
車軸
- 6.6.1.1.1. Axle 1:
車軸1
- 6.6.1.1.2. Axle 2:
車軸2
- 6.6.1.2. Spare wheel, if any:
スペアホイール（ある場合）
- 6.6.2. Upper and lower limits of rolling radii
回転半径の上限と下限
- 6.6.2.1. Axle 1:
車軸1

- 6.6.2.2. Axle 2:
車軸2
- 8. Brakes
制動装置
- 8.5. Anti-lock braking system: yes / no / optional
ABS：有／無／オプション
- 9. Bodywork
車体
- 9.1. Type of bodywork using the codes set out in paragraph 2. of Part A of
Annex 7:
附則7 パートA の2 項に掲げるコードを用いた車体の形式
- 9.3. Occupant doors, latches and hinges
乗員ドア、ラッチ及びヒンジ
- 9.3.1. Door configuration and number of doors:
ドア形状と数
- 9.10. Interior arrangement
乗車装置
- 9.10.3. Seats
座席
- 9.10.3.1. Number of seating positions:
着席位置の数
- 9.10.3.1.1. Location and arrangement:
位置と配置

Annex5 Information document for the purpose of IWVTA
附則 5 IWVTA を目的とする情報文書

Part III: Type approval numbers
パートIII：型式認可番号

Regulation No. 規則番号	Type approval number 型式認可番号	Extension date 拡大日	Variant(s) / version(s) バリエーション／バージョン

Signed:
署名

Position in company:
職位

Date:
日付

別記様式（特定共通構造部（IWVTA）の範囲）

（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）

Regulation No. 協定規則番号／改訂版番号（名称）	Variant(s) / version(s) バリエーション／バージョン
10／06（電磁両立性に関する統一規定）	
11／04（ドアラッチ・ヒンジ）	
12／05（ステアリング機構）	
13H／01（乗用車の制動装置）	
14／09（座席ベルト取付装置）	
16／09（座席ベルト）	
17／11（座席）	
21／01（内部突起）	
26／04（外部突起）	
28／00（警音器）	
30／02（タイヤ・乗用車用） （又は協定規則第54号）	
34／04（衝突時の車両火災防止装置）	
39／01（速度計・走行距離計）	
43／01（ガラス）	
46／06（後写鏡）	
48／08（灯火器等の取付）	
51／03（騒音）	
54／00（タイヤ・商用車用） （又は協定規則第30号）	
58／03（後部潜り込み防止装置）	
* 64／03（応急用スペアタイヤ）	
79／04（かじ取り装置）	
85／00（原動機出力）	
94／04（前面衝突時の乗員保護装置）	
95／05（側面衝突時の乗員保護装置）	
*100／03（高電圧保護装置）	
*110／06（CNG・LNG自動車）	
117／04（タイヤ騒音、転がり抵抗等）	
121／01（手動コントロール装置、テルテール等）	
125／03（運転者の前方視界）	

127／04（歩行者保護装置）	
*129／04（幼児用拘束装置）	
*134／00（水素燃料車の安全関連性能）	
135／02（車両のポール側面衝突性能）	
137／02（拘束装置を中心とした前面衝突時における乗 用車）	
*138／02（静かな道路運送車両の可聴性の低下）	
139／00（ブレーキアシスト装置）	
140／00（電子安定性制御装置）	
141／01（タイヤ空気圧監視装置）	
142／01（タイヤの取り付け）	
154／03（WLTP）	
161／00（自動車の盗難防止（ロックシステム））	
*165／00（イモビライザ）	
*163／00（車両警報システム）	

- 備考 1. Regulation No.欄の協定規則番号を申請対象の改訂版番号に書き換える。
2. 申請対象の協定規則が適用される、バリエント・バージョンを記載する。
3. 申請対象の協定規則以外は記載を要しない。
4. *印は、装備している場合のみ適用する。
5. 第5号様式（諸元表）のPart III（型式認可番号一覧表）を提出することにより、別記様式を省略することができる。

別添3 COP ステートメントに係る証明実施要領

製作者等は、COP ステートメントの交付を申請することができる。

COP ステートメントの交付申請については、装置型式指定実施要領別紙4「COP ステートメント証明実施要領」に準じて取り扱うものとする。この場合において、別紙4中「協定規則」とあるのは「協定規則第0号」と、「特定装置」とあるのは「特定共通構造部」と、「既指定装置型式指定の申請」とあるのは「既指定共通構造部型式指定の申請」と、「装置指定規則第4条第2項第4号及び装置指定規則第4条第2項第5号に規定する書面」とあるのは「共通構造部指定規則第2条第1項第4号及び共通構造部指定規則第2条第1項第5号に規定する書面」と、「装置型式指定規則第8条」とあるのは「共通構造部指定規則第8条」と読み替えるものとする。

附則 1 共通構造部（IWVTA）の同一型式等判定要領

共通構造部は、下位から「バージョン」、「バリエント」、「共通構造部（IWVTA）型式」及び「共通構造部（IWVTA）クラス」の4階層の分類が存在する。本附則では、それぞれの階層で、同一の分類とみなせる範囲について以下のとおり定める。

1. 同一バージョンの範囲

バージョンとは、共通構造部型式を構成する一番下位階層における分類である。同一のバージョンとして処理できる範囲は、以下の全ての性能等が共通しているときとする。

- (a) 技術的最大許容積載質量
- (b) 内燃機関の場合は、総排気量
- (c) 最大ネット出力
- (d) 燃料の種類（ガソリン、軽油、LPG、バイフューエル又はその他）
- (e) 最大座席数
- (f) 走行騒音レベル

2. 同一バリエントの範囲

バリエントとは、1つ以上のバージョンをまとめた分類の呼称である。同一のバリエントとして処理できる範囲は、以下の全ての構造及び性能等が共通しているときとする。

- (a) (i)～(iii)に関する動力装置
 - (i) エネルギー供給の種類（内燃機関、電動機又はその他）
 - (ii) 作動原理（強制点火、圧縮点火又はその他）
 - (iii) 内燃機関の場合はシリンダーの数と配置（I4、V6 又はその他）
- (b) 車軸数
- (c) 動力車軸の数及び連結方法
- (d) 操舵軸の数

また、車枠及び車体のうち車体構造のフロア部分及び前面ガラス前部に位置する車体構造部を形成する基本的構成要素が共通したものを同一のバリエント、IWVTA 型式又は IWVTA クラスとして扱う場合には、当該バリエントは、以下のいずれかの構造又は性能等が共通していなければならない。

- (i) 側面扉の数
- (ii) 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被けん引自動車を除く。）であって乗車定員10 人未満のものを構成する車体構造

3. 共通構造部（IWVTA）の同一型式の範囲

共通構造部指定規則第2条の規定に基づく指定の申請又は別添2第7の規定に基づく証明の申請を行なう場合において同一の型式として処理できる範囲若しくは共通構造部指定規則第4条に規定する「指定特定共通構造部の型式と重要でない部分のみが異なる型式」又は別添2第9に規定する「証明特定共通構造部の型式と重要でない部分のみが異なる型式」として処理できる範囲は、以下の条件が全て満足できる場合とする。

- (1) 4. に示した同一のIWVTA クラスに属すること。
- (2) 申請の前後において、当該特定共通構造部がU-IWVTA からL-IWVTA 又はL-IWVTA からU-IWVTA に変更するものでないこと。
- (3) 当該型式に含まれる全てのバリエーション及びバージョンにおいて、U-IWVTA の要件一覧に掲げる協定規則の同一の規則番号に適合していることとする。例えば、共通構造部を構成する装置に係る協定規則の改訂に伴い、共通構造部指定規則第4条の規定に基づき既指定共通構造部型式指定申請を行う際には、当該型式に含まれる全てのバリエーション及びバージョンに適用される全ての協定規則は、改訂後の規則番号に適合していなければならない。

なお、申請する共通構造部の構造、装置及び性能によって、U-IWVTA の要件一覧に掲げる協定規則が適用されないものについてはこの限りではない。

上記(1)又は(2)のいずれかが満足しない構造変更等の場合は、共通構造部指定規則第2条又は別添2第7の規定に基づき、新たに型式の指定を申請しなければならない。また、上記(3)が満足しない場合には、上記(1)～(3)を満足するよう、共通構造部指定規則第2条又は別添2第7の規定に基づき、新たに型式の指定又は型式の証明を申請しなければならない。

4. 同一IWVTA クラスの範囲

「IWVTA クラス」は、少なくとも1つのIWVTA 型式から構成されるものとする。同一のIWVTA クラスとして処理できる範囲は、製作者等の会社名称（呼称変更を除く。）及び車体構造の主要部品の設計及び組み立てが共通している場合に限る。この場合において、車枠及び車体のうち車体構造のフロア部分及び前面ガラス前部に位置する車体構造部を形成する基本的構成要素に変更がないことの証明が製作者等よりなされた場合には、車体構造の主要部品の設計及び組み立てに変更がないものとみなす。

附則 2 協定規則第 0 号改訂時の共通構造部の申請等

協定規則第 0 号改訂による変更があった場合の必要な申請等について、本附則で規定する。

1. U-IWVTA の指定製作者等は、第 1 号様式を用いて、以下（１）～（５）のいずれかに従って、国土交通大臣に申告しなければならない。

- （１） 当該指定共通構造部が協定規則第 0 号改訂による変更の影響を受けない場合にあっては、その旨を記載した第 1 号様式を用いて申告しなければならない。なお、この場合、共通構造部型式指定及び既指定共通構造部型式指定に係る申請は不要である。
- （２） 当該指定共通構造部が協定規則第 0 号改訂による変更の影響を受け、指定製作者等が U-IWVTA としての製作を継続することを望む場合にあっては、その旨を記載した第 1 号様式を用いて申告しなければならない。その後、指定製作者等は共通構造部指定規則第 4 条の規定に基づき、既指定共通構造部型式指定の申請することとする。
- （３） 当該指定共通構造部が協定規則第 0 号改訂による変更の影響を受け、指定製作者等は U-IWVTA としての製作を継続することを望まない場合であって、当該指定共通構造部を変更せず、L-IWVTA として製作を継続する場合は、その旨を記載した第 1 号様式を用いて申告しなければならない。その後、U-IWVTA としての当該共通構造部は、共通構造部指定規則第 8 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、指定製作者等は指定特定共通構造部製作等廃止を届出なければならない。また、指定製作者等は、共通構造部指定規則第 2 条の規定又は本通達別添 2 第 7 の規定に基づき、L-IWVTA として新規申請することとする。
- （４） 当該指定共通構造部が協定規則第 0 号改訂による変更の影響を受け、指定製作者は当該指定共通構造部の製作を廃止する場合にあっては、その旨を記載した第 1 号様式を用いて申告しなければならない。その後、共通構造部指定規則第 8 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、指定製作者等は指定特定共通構造部製作等廃止を届出なければならない。
- （５） 指定製作者等が協定規則第 0 号改訂による変更に伴い、U-IWVTA として製作を継続するものと、当該指定共通構造部の範囲及び構成する装置に関する協定規則の規則番号を変更することなく L-IWVTA として製作を継続するものがある場合にあっては、その旨を記載した第 1 号様式を用いて申告しなければならない。その後、指定製作者等は、附則 1 3. に規定された共通構造部（IWVTA）の同一型式の範囲等に基づき、協定規則第 0 号改訂による変更後の U-IWVTA として製作を継続するものの型式と協定規則第 0 号改訂前に指定を受けた特定共通構造部の範囲及び構成する装置に係る協定規則の規則番号を変更することなく L-IWVTA として製作を継続する

ものの型式を区別し、それぞれ明確に識別できるように型式を定めなければならない。

型式を区別した後、指定製作者等は、共通造部指定規則第2条若しくは第4条又は本通達別添2第7の規定に基づき、それぞれの型式について申請をすることとする。

なお、協定規則第0号改訂前に指定を受けた特定共通構造部の範囲及び構成する装置に関する協定規則の規則番号を変更しない特定共通構造部にあっては、型式を変更しない場合にあっても、協定規則第0号改訂による変更後のL-IWVTA として新たに証明番号を付して証明を行うものとする。

2. 指定又は証明をする際には、改訂後のU-IWVTA の要件一覧における各協定規則に規定された過渡規定及びこれら協定規則の以降の改訂版に規定された過渡規定を遵守することとする。

第 1 号様式 協定規則第 0 号改訂時のU-IWVTA に係る申告書

(用紙の大きさは、日本産業規格A列 4 番とする。)

U-IWVTA の指定番号	新要件が発効する協定規則	以下の選択肢のいずれかを記載する： (a) 当該型式は協定規則第 0 号改訂の影響を受けない（共通構造部（協定規則第0 号）型式認証実施要領 附則 2 1.(1) 参照） (b) 当該型式は協定規則第 0 号改訂の影響を受けるため、U-IWVTA の既指定共通構造部型式指定申請を予定（共通構造部（協定規則第0 号）型式認証実施要領 附則 2 1.(2) 参照） (c) 当該型式は協定規則第 0 号改訂の影響を受けるため、当該型式をL-IWVTA として新規の申請を予定（共通構造部（協定規則第0 号）型式認証実施要領 附則 2 1.(3) 参照） (d) 当該型式は協定規則第 0 号改訂の影響を受けるため、型式を区別し、U-IWVTA 及びL-IWVTA としてそれぞれの申請を予定（共通構造部（協定規則第0 号）型式認証実施要領 附則 2 1.(5) 参照）

附則 3 共通構造部（IWVTA）型式認証申請書等提出要領

第 1 本要領の適用

- （１） 共通構造部指定規則第 2 条の規定による指定の申請、同規則第 4 条の規定による既に指定を受けた共通構造部の型式の指定の申請、同規則第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による変更の届出に係る申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）及びその添付書面についての提出方法は、別添 1 「共通構造部（IWVTA）型式指定実施要領」によるほか、本要領に定めるところによる。
- （２） 別添 2 「共通構造部（IWVTA）型式証明実施要領」第 7 の規定による証明の申請、同別添 2 第 9 の規定による既に証明を受けた共通構造部（IWVTA）の型式の証明の申請、同別添 2 第 10 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による変更の届出に係る申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）及びその添付書面についての提出方法は、別添 2 「共通構造部（IWVTA）型式証明実施要領」によるほか、本要領に定めるところによる。

第 2 申請書等及びその添付書面の作成

申請者及び届出者（以下「申請者等」という。）は、申請書等及びその添付書面を次に掲げる 2 分冊に区分して作成すること。ただし、共通構造部指定規則第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による届出を行う場合若しくは別添 2 第 10 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による届出を行う場合は、第 1 分冊のみ作成すればよい。

第 1 分冊 申請書等及び別表の添付書面

第 2 分冊 申請書等の写し及び別表の添付書面（第 9、第 12、第 13 及び第 14 を除く。）

第 3 申請書等及びその添付書面の提出先及び提出時期

（１）申請書等及びその添付書面の提出先

申請書等は、第 2 による第 1 分冊を国土交通省物流・自動車局審査・リコール課（以下「審査・リコール課」という。）に、第 2 分冊を自動車審査部にそれぞれ提出すること。ただし、第 2 ただし書きの場合にあっては、第 1 分冊のみを審査・リコール課に提出すればよい。

また、電子申請を行った場合には、電子申請により提出した書面については自動車審査部への提出を省略することができる。

（２）提出時期

第 1 分冊は申請書等の提出時に提出し、第 2 分冊は第 1 分冊の提出時期とほぼ同時に提出すること。

ただし、第 1 分冊については別表第 1 号の提出書面一覧表を除き、第 2 分冊の自動車審査部の審査終了前までに提出することができる。このとき、電子申請による申請

である場合にあっては、諸元表以外の添付書面については、審査・リコール課個別業務システムの別送ファイルの自動引当機能を利用可能とする引当表ファイルを含めて提出すること。

第4 申請等の際の説明

共通構造部型式指定申請、既指定共通構造部型式指定申請、共通構造部（IWVTA）型式証明申請及び既証明共通構造部（IWVTA）型式証明申請（第2ただし書きに規定する場合を除く。以下「申請等」という。）を行おうとする者は、申請書等を提出する際に、次表の左欄に掲げる部署に対し、同表の右欄に掲げる事項をそれぞれ説明すること。なお、審査・リコール課に対する説明は必要ないと認められる場合は省略することができる。

部 署	事 項
審査・リコール課	1 開発目的 2 主な特徴及び新機構の概要 3 申請等に係る協定規則の技術基準への適合及び均一性の確保に係る実施体制 4 その他必要と認められる事項
自動車審査部	1 開発意図 2 申請等に係る構造・装置（新機構を含む。）及び性能の概要 3 その他審査の実施に当たって必要と認められる事項

別表（申請書等の添付書面）（第2関係）

	添付書面の名称	提出時の注意事項等
1	提出書面一覧表	添付書面2から7に係る書面の名称及び新設・改訂履歴を記載する。
2	外観写真	添付書面6の外観図を提出する場合には、提出を省略することができる。
3	構造・装置の概要説明書	記載すべき内容は、少なくとも以下の内容のうち該当するものとする。ただし、必要に応じて追加することは差し支えない。 ① 申請する協定規則第0号の改訂版数 ② U-IWVTA又はL-IWVTAの別、及び新規又は既指定若しくは既証明の別
4	特定共通構造部の範囲	申請する特定共通構造部に適用する協定規則番号及び適用されるバリエーション、バージョンを記載する。なお、諸元表*のパート III（型式認可番号一覧表）を提出することにより、省略することができる。
5	諸元表	諸元表*のパート I、パート II 及びパート III の様式に記載する。なお、最小回転半径を決定するために必要な項目は記載すること。
6	外観図	添付書面2の外観写真を提出する場合には、提出を省略することができる。
7	指定装置等一覧表	申請に係る特定共通構造部の対象となる指定装置等に限る。なお、この場合、諸元表*のパート III（型式認可番号一覧表）を提出することにより、省略することができる。
8	宣誓書	共通構造部型式指定、既指定共通構造部型式指定、共通構造部（IWVTA）型式証明若しくは既証明共通構造部（IWVTA）型式証明を申請する場合又は必要に応じて共通構造部指定規則第8条第1項第2号の変更届出又は別添2第10第1項第2号の変更届をする場合に限る。なお、この場合、別紙様式1による宣誓書を添付する。
9	申請に係る特定共通構造部の品質管理システムに係る業務組織及び実施要領を記	1 次に掲げる事項を記載すること。 (1) 品質管理システムに係る業務組織 (2) 申請に係る特定共通構造部の品質管理シス

	載した書面（申請に係る特定共通構造部に関し、主たる製作工場について申請者が国際標準化機構（以下「ISO」という。）第9001号の規格等を取得している場合又は<u>COPステートメント</u>を取得している場合にあっては、取得している事実を証する書面に代えることができる。）	テムに係る実施要領として、次に掲げる事項を定めた規程類の名称を記載すること。 (i) 品質管理システムの方針及び目標 (ii) 品質管理システムに係る計画 (iii) 品質管理システムに係る評価の方法 (iv) 継続的改善並びに是正措置及び予防措置（不具合情報の収集・分析、当該情報を踏まえた対応を含む。） 2 ISO第9001号等を取得している事実を証する書面に代える場合は、取得証明書（写し）を添付すること。 3 申請者が<u>COPステートメントを取得している事実を証する書面</u>であっても差し支えなく、この場合は、<u>当該COPステートメント</u>（写し）を添付すること。
10	申請に係る特定共通構造部の共通構造部指定規則第3条第2項第5号の検査実施要領	次に掲げる事項を記載すること。 1 検査の業務組織 2 検査の実施要領（該当する協定規則に基づく検査を含む。） (1) 検査の実施項目 (2) 検査の実施方法 (3) 検査の実施方式 (4) 検査用機械器具の一覧表 前2号に掲げる事項に係る変更の管理に関する手順を提出することができる。
11	特定共通構造部型式指定番号表示図又は特定共通構造部型式証明番号表示図	型式指定番号又は型式証明番号を表示する場合、表示位置、表示方式を記載すること。製作者が車両のデータプレートを貼り付ける場合、特別な表示は、データプレートの近く又はデータプレートに表記するものであること。 なお、上記第6号に掲げる図面に当該事項が記載されている場合には、提出を省略することができる。
12	購入等契約書	
	(1) 購入契約書又は販売契約書の写し	共通構造部指定規則第2条又は別添2第5に定める購入契約を締結している者が申請する場合

		合に限る。
	(2) 当該契約書の翻訳文書	(1)の書面が日本語で記載されていない場合に限る。
13	不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	共通構造部型式指定申請又は共通構造部(IWVTA)型式証明申請において、共通構造部指定規則第3条第2項第8号又は別添2第3第3項に該当する場合に限る。
14	不正行為に係る部品について改善措置が適切に講じられていること及び改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	共通構造部型式指定申請又は共通構造部(IWVTA)型式証明申請において、共通構造部指定規則第5条第3号又は別添2第2第2号に該当する場合に限る。
15	その他審査の実施に当たって必要と認められる書面	

備考 1. 添付書面については、申請に係る特定共通構造部の対象となる部分に限る。

2. 添付書面9、12、13及び14は第1分冊に限る。

3. ＊別添1の場合は第1号様式、別添2の場合は第5号様式を示す。

別紙様式 1（宣誓書）

宣誓書

年 月 日
宣誓者の氏名又は名称

特定共通構造部の名称及び型式

申請又は届出に係る上記特定共通構造部は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）又は協定規則の技術的な要件に適合するものであり、かつ、申請にあたり提出する申請書又は届出にあたり提出する届出書その他の書面には、国土交通大臣が定めるところにより適切に実施した試験の結果に基づく記載その他の正確な記載をしたことに相違ありません。

（日本産業規格A列4番）

附則 4 共通構造部（IWVTA）の諸元表の記載要領

第 1 総則

1 本要領の適用

本要領は、型式指定又は型式証明に関して作成する諸元表の記載について適用する。

電子申請により申請又は届出を行う場合には、本記載要領による他、附則 5 の取扱いにより行うこととする。

2 目次の作成

各記載項目の提出有無、改訂履歴が識別できるよう目次を作成する。

3 記入項目の記載方法

記入項目の記載は次による。

- 3-1 記入項目欄の大きさは、順序を変えない範囲で伸縮してもよく、罫線で仕切ることを要しない。なお、罫線で仕切らない場合にあっては、諸元表様式にて付与されている番号を付与すること。
- 3-2 同一IWVTA 型式中に複数のバリエント、バージョンがある場合には、諸元表に欄を追加して記入することができる。ただし、用紙の大きさは、日本産業規格（以下「JIS」という。）A列3番を限度とし、同規格A列4番の大きさとなるように折りたたむか、又は同規格A列4番の大きさに縮小できる。
- 3-3 記入項目に該当するものがない場合は、「／」又は「－」若しくは「NA」を記入する。
- 3-4 同一IWVTA 型式のバリエント、バージョンにおいて諸元が相違する項目がある場合には、対応するバリエント、バージョンを明らかにして相違する諸元を当該項目の欄に併記することができる。なお、諸元とバリエント、バージョンの対応については、表形式とすることができ、引当てがある欄に「＊」等の該当することを示す記号を記入することができる。
- 3-5 記載内容が左欄と同一の場合には、当該欄にその旨を示す「←」又は「同左」を記入してもよい。
- 3-6 記入欄の数値をわかりやすくするため、数値に説明語句を付記してもよい。
- 3-7 記入項目は、英文で記入し日本語訳を付記することができる。

4 その他

- 4-1 諸元表の欄外の上方にIWVTA クラス、IWVTA 型式、改訂版数等申請者等が管理上必要とする参考情報を記載してもよい。

例

Manufacturers reference:	IWVTA-E**** (JP, U1) - 0 0
IWVTA type:	E15UT(JP,U1)
Update No:	00
Date:	2018.10.31

4-2 既指定共通構造部型式指定又は既証明共通構造部型式証明申請の場合には、変更箇所を明示するため、諸元表の欄外の下方に「※印は、変更箇所を示す。」と記載し、当該変更のあった事項に係る記載欄の欄内左側に※印を付してもよい。

第2 項目別記載要領

パートⅠ：バリエーション及びバージョンの識別

申請に係るIWVTA 型式内の全てのバリエーション及びバージョンに対して適切な識別を記入する。また、下記パートⅡの諸元表項目とIWVTA 型式内のバリエーション及びバージョンへの引当てを行う。

例 Variants

VARIANT	Type of bodywork	Number of lateral doors	Engine	Type of energy supply	Working principle	...
ABC100(a)	AB	4	1AB-C	INTERNAL	COMPRESSION	...
ABC100(b)	AC	4	1AB-C	INTERNAL	COMPRESSION	...
ABC105(a)	AB	4	2AB-T	INTERNAL	POSITIVE	...

例 Version

VARIANT	VERSION	Engine capacity	Nature of the fuel	...	Technically permissible maximum laden mass	...
ABC100(a)	ABC100-DEFGH (01A)	1364	PETROL	...	1730	...
ABC100(a)	ABC100-DEFGH (01A)	1364	PETROL	...	1740	...
ABC100(a)	ABC100-DEFGH (01A)	1364	PETROL	...	1750	...

パートⅡ：情報文書

0. 一般情報

この項目は、空欄とする。

- 0.1. 車名（製作者等の商号）

特定共通構造部を備えた車両について申請者等が呼ぶ車名を記入する。
- 0.2. IWVTA クラス

特定共通構造部を備えた車両について申請者等が呼ぶIWVTA クラスを記入する。
- 0.2.0. IWVTA 型式

特定共通構造部を備えた車両について申請者等が呼ぶIWVTA 型式を記入する。
- 0.2.1. 通称名（ある場合）

特定共通構造部を備えた車両について申請者等が呼ぶ通称名を記入する。
- 0.3. 車両に表示されている場合はIWVTA 型式の識別方法

特定共通構造部を備えた車両にIWVTA 型式が表示されている場合は、空欄とする。表示されていない場合は、「／」又は「－」若しくは「NA」を記入する。
- 0.3.1. 当該マーキングの位置

特定共通構造部を備えた車両にIWVTA 型式が表示されている場合は、表示している位置を記入する。表示されていない場合は、「／」又は「－」若しくは「NA」を記入する。
- 0.4. 車両カテゴリー

特定共通構造部を備えた車両のカテゴリーを国際連合車両構造統合決議（R.E.3）（Amend.1 による最新改訂が実施された文書 ECE/TRANS/WP.29/78/Rev.4）の定義に従って記入する。

例 M1
- 0.5. 製作者等の名称及び所在地

特定共通構造部を備えた車両の製作者等の名称及び所在地を記入する。
- 0.6. 認可マークの位置

特定共通構造部を備えた車両に共通構造部指定規則第6条又は別添2第13に規定する特別な表示を行う場合は、その表示位置を記載する。表示を行わない場合は、「／」又は「－」若しくは「NA」を記入する。
- 0.8. 組立工場の名称及び所在地

特定共通構造部を備えた車両の主たる組立工場の名称及び所在地を記入する。組立工場が複数ある場合は、その全てを記入する。
- 0.9. 製作者の代理人の名称及び所在地（該当する場合）

特定共通構造部を備えた車両の製作者でない者が申請する場合は、その者の名称及び所在地を記入する。該当しない場合は、「／」又は「－」若しくは

「NA」を記入する。

1. 車両構造上の一般的特徴

この項目は、空欄とする。

1.1. 代表車両の写真及び／又は図面

特定共通構造部を備えた車両の外観図又は外観写真を添付し、添付資料の参照先を記入する。

1.3. 車軸数とホイール数

特定共通構造部を備えた車両の前車軸及び後車軸の総数を記入する。並びに車軸に装着されるタイヤの総本数を記入する。

例 Number 2 Wheels 4

1.3.3. 動力車軸（数、位置、相互連結）

特定共通構造部を備えた車両の駆動車軸の数及び位置を記入する。併せて、総輪駆動の場合は、相互連結の項に常時又は選択の別を記入する。総輪駆動で無い場合は、「／」又は「－」若しくは「NA」を記入する。

例 Number 2 Position FRONT and REAR

Interconnection FULL-TIME 4WD

1.4. 車台（ある場合）（全体図）

特定共通構造部を備えた車両の車枠組立図又は車体組立図を添付し、添付資料の参照先を記入する。

1.6. 原動機の位置と配置

特定共通構造部を備えた車両の原動機の搭載位置及び配置を記入する。

例 Position FRONT Arrangement TRANSVERSE

1.8. 運転位置：左／右

特定共通構造部を備えた車両の運転者席の位置について、該当しない項目を削除する。複数該当する場合は、項目を削除せず、各々第2パートIで識別したバリエーション及びバージョンに引き当てる。

1.8.1. 車両は道路の右側／左側通行仕様

特定共通構造部を備えた車両の通行区分について、該当しない項目を削除する。複数該当する場合は、項目を削除せず、各々第2パートIで識別したバリエーション及びバージョンに引き当てる。

2. 質量及び寸法

この項目は、空欄とする。

2.8. 技術的最大許容積載質量

特定共通構造部を備えた車両の技術的最大許容積載質量（当該特定共通構造部を備えた車両に許容できる最大質量として、製作者等が定めたもの）を整数位で記入する。記入値の単位はkgとする。

3. 動力装置

この項目は、空欄とする。

なお、3.1.項から3.4.2.項は、ガソリン、ディーゼル等いずれの燃料でも走行可能又は他の燃料と組み合わせても走行可能な場合は、項目を繰り返し記入するものとする。また、非従来型原動機とシステムの場合は、ここに掲げる項目と同等の項目を記入するものとする。

3.1. 原動機の製作者

特定共通構造部を備えた車両の原動機の製作者名を記入する。

3.1.1. 製作者の原動機型式（原動機上に記されている通り、又はその他識別方法）

特定共通構造部を備えた車両の原動機の型式を記入する。製作者が原動機型式の社内呼称を付与している場合は、併せて記入する。

3.2. 内燃機関

この項目は、空欄とする。

3.2.1.1. 作動原理：強制点火／圧縮点火

特定共通構造部を備えた車両の原動機の実作動原理について、該当しない項目を削除する。複数該当する場合は、項目を削除せず、各々第2パートIで識別したバリエーション及びバージョンに引き当てる。サイクル：4 ストローク／2 ストローク／ロータリー特定共通構造部を備えた車両の原動機の実サイクルについて、該当しない項目を削除する。複数該当する場合は、項目を削除せず、各々第2パートIで識別したバリエーション及びバージョンに引き当てる。

3.2.1.2. シリンダーの数と配置

特定共通構造部を備えた車両の原動機の実シリンダー数及び配置を記入する。

例 Number 4 Arrangement IN LINE

3.2.1.3. 総排気量

特定共通構造部を備えた車両の原動機の実総排気量を記入する。

総排気量の算出に当たっては、円周率は3.1416 を使用して計算する。記入値は整数位とし、cm³単位へ四捨五入する。

例 1 1 9 7

3.2.1.6. 標準アイドル回転数

特定共通構造部を備えた車両の標準アイドル回転数を記入する。標準アイドル回転数は変速機が中立位置（又は駐車モード位置）のアイドル回転数とし、公差も併せて記入する。記入値は整数位とし、整数第1位を四捨五入する。

例 6 3 0 ± 5 0

3.2.1.8. 最大ネット出力（製作者公称値）

特定共通構造部を備えた車両の原動機について、製作者が定める原動機最高出力（ネット）の公称値とその時の原動機回転数を記入する。

例 Maximum net power 66 kW at 3800 min⁻¹

3.2.2.1. 軽量車：ディーゼル／ガソリン／LPG／NG 又はバイオメタン／エタノール（E85）／バイオディーゼル／水素

特定共通構造部を備えた車両の原動機について、製作者が推奨する燃料の種類について、該当しない項目を削除する。複数該当する場合は、項目を削除せず、各々第2パートIで識別したバリエーション及びバージョンに引き当てる。

なお、ガソリンとガス燃料双方での走行が可能であるが、ガソリンシステムが緊急時又は始動時のみに使用され、且つ、ガソリンタンクの容量が15リットルを超えない車両の場合は、ガス燃料のみによって走行する車両とみなす。

3.2.2.4. 車両の燃料の種類：モノフューエル／バイフューエル／フレックス燃料

特定共通構造部を備えた車両の原動機について複数の燃料を使用するか否かについて、該当しない項目を削除する。複数該当する場合は、項目を削除せず、各々第2パートIで識別したバリエーション及びバージョンに引き当てる。

3.3. 電動機

この項目は、空欄とする。

3.3.1. 形式（巻線、励起）

特定共通構造部を備えた車両の電動機の形式を記入する。

例 PERMANENT MAGNET SYNCHRONOUS MOTOR

3.3.1.1.2. 30 分間最大出力

特定共通構造部を備えた車両について、製作者が定める電動機最高出力（協定規則第85号（30分最大出力試験）による。）を小数点第1位まで記入する。

例 18.0

3.3.1.2. 作動電圧

特定共通構造部を備えた車両の電動機を作動電圧を記入する。

3.3.2. 蓄電池

この項目は、空欄とする。

3.3.2.4. 位置

特定共通構造部を備えた車両の駆動用蓄電池の搭載位置を記入する。

例 UNDER REAR SEAT

- 3.4. 原動機又は電動機の組み合わせ
この項目は、空欄とする。
- 3.4.1. ハイブリッド電気自動車：有／無
特定共通構造部を備えた車両が、ハイブリッド電気自動車か否かについて、該当しない項目を削除する。複数該当する場合は、項目を削除せず、各々第2パートIで識別したバリエーション及びバージョンに引き当てる。
- 3.4.2. ハイブリッド電気自動車のカテゴリー：外部充電式／非外部充電式
特定共通構造部を備えた車両の充電方式について、該当しない項目を削除する。複数該当する場合は、項目を削除せず、各々第2パートIで識別したバリエーション及びバージョンに引き当てる。
4. 変速機
この項目は、空欄とする。
- 4.2. 形式（機械式、油圧式、電気式等）
特定共通構造部を備えた車両の変速機の形式について、該当しない項目を削除する。複数該当する場合は、項目を削除せず、各々第2パートIで識別したバリエーション及びバージョンに引き当てる。
- 4.5. ギアボックス
この項目は、空欄とする。
- 4.5.1. 形式（マニュアル、オートマチック、CVT（無段変速））
特定共通構造部を備えた車両の変速機の操作形式について、該当しない項目を削除する。複数該当する場合は、項目を削除せず、各々第2パートIで識別したバリエーション及びバージョンに引き当てる。
- 4.7. 最大設計車速（km/h）
特定共通構造部を備えた車両の技術的最大積載質量時の最高速度の設計値を整数位で記入する。
5. 車軸
この項目は、空欄とする。
- 5.1. 各車軸の説明
特定共通構造部を備えた車両の各車軸の形式を記入する。
例 Front BALL JOINT Rear TORSION BEAM
6. 緩衝装置
この項目は、空欄とする。
- 6.2. 各車軸又はホイールにおける緩衝装置の形式と設計
特定共通構造部を備えた車両の各車軸又は各車輪毎の緩衝装置の形式を記入する。
例 Front MACPHERSON STRUT Rear DOUBLE WISHBONE

6.2.1. レベル調整：有／無／オプション

特定共通構造部を備えた車両の車高調整装置の有無について、該当しない項目を削除する。複数該当する場合は、項目を削除せず、各々第2パートIで識別したバリエーション及びバージョンに引き当てる。

6.2.3. 駆動車軸用空気ばね：有／無

特定共通構造部を備えた車両の駆動車軸用空気ばねの有無について、該当しない項目を削除する。複数該当する場合は、項目を削除せず、各々第2パートIで識別したバリエーション及びバージョンに引き当てる。

6.2.4. 非駆動車軸用空気ばね：有／無

特定共通構造部を備えた車両の非駆動車軸用空気ばねの有無について、該当しない項目を削除する。複数該当する場合は、項目を削除せず、各々第2パートIで識別したバリエーション及びバージョンに引き当てる。

6.6.1. タイヤ／ホイールの組み合わせ

この項目は、空欄とする。

(a) タイヤに関しては、サイズ指定、ロードキャパシティ指数、速度カテゴリー記号を記載すること

この項目は、空欄とする。

なお、最大速度が300 km/h を超える特定共通構造部を備えた車両に取り付けることが意図されたカテゴリーZ のタイヤについては、6.6.1.1.項から6.6.2.2.に同等の情報を記入するものとする。

(b) ホイールに関しては、リムのサイズとオフセット値を記載すること。

この項目は、空欄とする。

6.6.1.1. 車軸

この項目は、空欄とする。

6.6.1.1.1. 車軸1

特定共通構造部を備えた車両の前車軸に装着するタイヤの呼び（JATMA 規格、ETRTO 規格又はTRA 規格に定められたものであって断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号、リム径の呼び、負荷能力指数、速度区分記号等からなるものをいう。）、タイヤのリムの呼び（材質）、タイヤのリムのオフセット値を記入する。

例 Tyre size 195/65R 91H Wheel size 15×6J (ALUMINIUM)
Wheel off-set 39 mm

6.6.1.1.2. 車軸2

特定共通構造部を備えた車両の後車軸に装着するタイヤの呼び（JATMA 規格、ETRTO 規格又はTRA 規格に定められたものであって断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号、リム径の呼び、負荷能力指数、速度区分記号等

からなるものをいう。)、タイヤのリムの呼び(材質)、タイヤのリムのオフセット値を記入する。

例 Tyre size 195/65R 91H Wheel size 15×6J (ALUMINIUM)
Wheel off-set 39 mm

6.6.1.2. スペアホイール(ある場合)

特定共通構造部を備えた車両に応急用タイヤを装備する場合は、タイヤの呼び、タイヤのリムの呼び及び設定空気圧を記入する。6.6.1.1.項又は6.6.1.2.項と同一のタイヤをスペアタイヤとして装備する場合は、その旨を記載する。

例 Tyre size T125/70D17 98M Wheel size 17×4T
Air pressure 420 kPa

6.6.2. 回転半径の上限と下限

この項目は、空欄とする。

6.6.2.1. 車軸1:

特定共通構造部を備えた車両の前車軸に装着するタイヤの動荷重半径の上限及び下限を記入する。

例 Tyre size 195/65R15 91H Rolling Radii 305 mm
Tyre size 215/45R17 87W Rolling Radii 307 mm

6.6.2.2. 車軸2:

特定共通構造部を備えた車両の後車軸に装着するタイヤの動荷重半径の上限及び下限を記入する。

例 Tyre size 195/65R15 91H Rolling Radii 305 mm
Tyre size 215/45R17 87W Rolling Radii 307 mm

8. 制動装置

この項目は、空欄とする。

8.5. ABS: 有/無/オプション

特定共通構造部を備えた車両のABS 装備有無について、該当しない項目を削除する。複数該当する場合は、項目を削除せず、各々第2パートIで識別したバリエーション及びバージョンに引き当てる。

9. 車体

この項目は、空欄とする。

9.1. 附則7 パートA の2 項に掲げるコードを用いた車体の形式

特定共通構造部を備えた車両の車体コードを国際連合車両構造統合決議(R.E.3)、文書ECE/TRANS/WP.29/78/Rev.6、2.9.1 項-
www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29resolution.html の定義に従って記入する。

- 例 AB
- 9.3. 乗員ドア、ラッチ及びヒンジ
この項目は、空欄とする。
- 9.3.1. ドア形状と数
特定共通構造部を備えた車両の乗降扉の数を左側面、右側面及び後面に分けて記入する。
例 Left 2 Right 2 Rear 1
- 9.10. 乗車装置
この項目は、空欄とする。
- 9.10.3. 座席
この項目は、空欄とする。
- 9.10.3.1. 着席位置の数
特定共通構造部を備えた車両の着席位置の総数を記入する。
着席位置の数は、走行状態にある車両のものとし、モジュール式の場合には範囲を記入することができる。
例 5
- 9.10.3.1.1. 位置と配置
特定共通構造部を備えた車両の着席位置毎の乗車定員を記入する。
例 Front 2 Rear No1 3 RearNo2 3

パートⅢ：型式認可番号

U-IWVTA の要件一覧において当該特定共通構造部を備えた車両に適用される項目に関して、以下の表に記載した情報を提供する。各項目につき、関連する全ての認可を含めるものとする。当該特定共通構造部を備えた車両に適用されない項目については、各項目の規則番号を、適用されない理由と共に記載するものとする。

ただし、構成部品に関する情報は、該当する情報が取付規定に係る型式認可証に記載されている限り、ここに記載する必要はない。上記にかかわらず、協定規則第142号に基づく型式認可に関する情報が提供される場合は協定規則第30号、第54号及び第117号に基づく型式認可に関する情報は不要である。本表の内容を改訂する場合は必ず、統合して更新を行った版を提出するものとする。

規則番号	型式認可番号	拡大日	バリエーション／バージョン

署名：

職位：

日付：

附則 5 電子申請を行う場合の共通構造部（IWVTA）諸元表等の書面の作成要領

第 1 総則

電子申請による申請又は届出を実施する場合の諸元表等の添付書面の作成要領を定める。作成にあたっては、附則 4「共通構造部（IWVTA）の諸元表の記載要領」による他、この要領に定められている記載方法により行うこととする。

適用範囲は、法第75条の2第1項の規定による特定共通構造部（IWVTA）の型式についての指定又は別添2 共通構造部（IWVTA）型式証明実施要領第1の規定による特定共通構造部（IWVTA）の型式についての証明とする。

第 2 電子申請を行う際の添付書面の様式等

- 1 電子申請を行う際の添付書面は別紙「電子申請を行う際の添付書面作成要領」に規定する書面毎に電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下、「電磁的記録」という。）により作成する。

この場合において、添付書面の1ファイルあたりの容量は、5メガバイトを超えないものとする。

- 2 PDF形式とは、Adobe PDF(Portable Document Format)形式をいう。作成にあたっては、原則、ワープロソフト又は表計算ソフト等を用いて作成した電磁的記録をPDF形式で記録するものとする。また、ワープロソフト又は表計算ソフト等を用いて電磁的記録をPDF形式に作成することができない場合にあっては、イメージスキャナー等を用いて作成し、PDF形式で記録した電磁的記録でもよいものとする。この場合において、イメージスキャナーにより画像等を読み取る際の解像度は200dpi程度とする。

第 3 電子申請時の細部取扱い

- 1 電子申請を行う際の添付書面の欄には、該当する添付書面番号ごとに「1」を記入することとする。
- 2 電子申請時に添付出来ない電磁的記録については、郵送、持参又はE-mailにより提出することができる。また、複数の電磁的記録を同時に提出する場合には電子申請を行った際に通知された到着番号名のフォルダを作成し、その中に電磁的記録を格納し、提出する電磁的記録の一覧表を添えて提出すること。

別紙

電子申請を行う際の添付書面作成要領

- 1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を次表の1から56、59から64、66から70及び80から85に分けて分類する。
- 2 各申請等に必要な添付書面のみ提出すること。
- 3 電子申請時に添付するファイル形式はPDF形式とし、ファイル名は次表のとおり（半角、小文字）とする。
- 4 45及び55の添付書面については、縮小は行わず原寸大のものを添付すること。
5 2の添付書面については、TXT形式で提出すること。
6 81の添付書面については、EXCEL形式で提出すること。

	添付書面名	ファイル名
1	提出書面一覧表	teishutsuichiran
2	諸元表（PDF）	syogen1
3	諸元表（PDF）	syogen2
4	外観図	gaikanzu
5	構造・装置の概要説明書	gaiyousetsume
6	走行性能曲線図	soukoukyokusen
7	原動機性能曲線図	gendoukikyokusen
8	車台番号の打刻届出書（写し）	shadaidakoku
9	原動機の型式の打刻届出書（写し）	gendoukidakoku
10	外観写真	gaikansyashin
11	保安基準に適合することを証する書面	hoantekigou
12	指定装置等又は指定共通構造部一覧表	souchiichiran
13	装置指定通知書等、共通構造部指定通知書等又は認定証の写し	souchitsuuchisyo
14	最高速度の計算書	saikousokudo
15	農耕作業用自動車等機能証明書	noukousyomei
16	農耕作業用自動車等機能確認書	noukoukakunin
17	騒音及び排出ガスの品質管理説明書	souonsetsume
18	構造変更経緯書	henkoukeiisyo
19	完成検査及び装置の検査の業務組織を記載した書面	kankensoshiki
20	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 完成検査の項目等	kankenkoumoku
21	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 装置の検査の項目等	kankensouchikoumoku

22	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 完成検査の チェックシート	kankencheck
23	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 完成検査ラ イン工程図	kankenouteizu
24	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 品質保証体 系図	kankentaikeizu
25	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 共同申請の 場合の業務分担	kankenkyoudoubuntan
26	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 完成検査の 一部委託の場合の委託先等－ 委託先及び委託業務 の範囲	kankenichibuhani
27	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 完成検査の 一部委託の場合の委託先等－ 委託先の業務実施体 制	kankenichibutaisei
28	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 完成検査の 一部委託の場合の委託先等－ 委託業務に関する指 導監督方法	kankenichibushidou
29	自動車検査用機械器具の管理要領－ 自動車検査用 機械器具の一覧表	kiguichiran
30	自動車検査用機械器具の管理要領－ 保守管理体制 又は保守管理体制図	kigutaiseizu
31	完成検査終了証の発行要領を記載した書面	kankenhakkou
32	点検整備方式を記載した書面	tenken
33	契約書の写し	keiyakusyo
34	品質管理システムに係る業務組織及び実施要領を記 載した書面	hinkan
35	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲	souchihani
36	特別な表示の表示位置及び表示方式を記載した図面	tokubetsuzumen
37	型式認定番号標取付図	katashikitoritsukezu
38	原動機総排気量表示図	gendoukitoritsukezu
39	その他自動車の構造、装置及び性能に関して必要な 書面	shiken1
40	申請に係る構造又は装置に関し、保安基準の適用の 除外を受ける事項及びその理由を記載した書面	shiken2
41	申請に係る構造又は装置を有する自動車の安全性の	shiken3

	確保及び環境対策について記載した書面	
42	試験運行によるデータ収集項目を記載した書面	shiken4
43	申請に係る自動車又は構造及び装置の開発状況と普及の見通しを記載した書面	shiken5
44	認定を申請する者と申請に係る自動車との関係を表す書面	shiken6
45	車台番号又は原動機の型式の打刻届出書（PDF書面）	dakokutodoke
46	打刻がないことの証明書	dakoku1
47	補修用シリンダブロックに打刻する証明書	dakoku2
48	打刻に係る証明書	dakoku3
49	登記簿等業とする旨を証する書面	dakoku4
50	自動車通関証明書の写し等	dakoku5
51	印鑑・署名（完成検査終了証の印鑑・署名の届出書）	shinseiinkan
52	申請者の経歴の概要（打刻指定申請書）	shinseikeireki
53	打刻業務に関する組織（打刻指定申請書）	shinseigyomu
54	取扱内規（打刻指定申請書）	shinseinaiki
55	打刻様式及び打刻字体（輸入自動車等の打刻届出書）	shinseijitai
56	その他書面	sonota
59	完成検査及び装置の検査の実施要領－実施規程第7条第2項第4号の措置	kyogikisaiboushisochi
60	完成検査及び装置の検査の実施要領－完成検査員になろうとする者に対して行う教育訓練等の内容	kensainseminkyouiku
61	完成検査及び装置の検査の実施要領－完成検査員に選任した者に対して行う継続的な教育訓練の内容	kensainkeizokukyouiku
62	完成検査及び装置の検査の実施要領－完成検査員の配置方針	kensainhaichihoushin
63	完成検査及び装置の検査の実施要領－完成検査に係る誓約書	kankenseiyakusho
64	変更管理手順	henkou
<u>66</u>	<u>第四条第二項の基準に適合することを証する書面</u>	<u>4jyou1kou</u>
<u>67</u>	<u>特定改造等の実施に係る権利を有していることを証明する書面</u>	<u>kaizoukenri</u>

<u>68</u>	<u>不正行為防止の措置が適切に講じられていることを証する書面</u>	<u>fuseiboushi</u>
<u>69</u>	<u>申請に係る業務管理システムの概要を記載した書面</u>	<u>systemgaiyou</u>
<u>70</u>	<u>変更管理手順</u>	<u>henkou</u>
<u>80</u>	<u>サイバーセキュリティ及びプログラム管理に係る適合証</u>	<u>cybersecurity</u>
<u>81</u>	<u>特定共通構造部（多仕様自動車）の範囲</u>	<u>souchihani</u>
<u>82</u>	<u>内部統制システムの概要を記載した書面</u>	<u>naibutousei</u>
<u>83</u>	<u>FMVSSに適合していることを証する書面</u>	<u>fmvsstekigou</u>
<u>84</u>	<u>安全性確保及び公害防止に係る書面</u>	<u>anzenkakuho</u>
<u>85</u>	<u>改善措置を行う能力を有することを証する書面</u>	<u>kaizennouryoku</u>

附則 6 共通構造部（IWVTA）の外観図の記載要領

1 本要領の適用

本要領は、法第75条の2第1項の規定による特定共通構造部（IWVTA）の型式についての指定の申請を行う場合又は別添2 共通構造部（IWVTA）型式証明実施要領第1の規定による特定共通構造部（IWVTA）の型式についての証明の申請を行う場合に添付する外観図の記載に適用する。

2 図面の記載方法

- （1）特定共通構造部（IWVTA）の外観図は、当該特定共通構造部（IWVTA）の前面、後面、側面及び平面の4図とし、1枚に表した4面図とする。
- （2）図面の大きさは、日本産業規格A列4番又は3番とする。ただし、同規格A列3番を使用した場合は、折りたたんだ状態で同規格A列4番とする。
- （3）特定共通構造部（IWVTA）の図は、その外観が明瞭に示されているものとする。
なお、特定共通構造部（IWVTA）の一部を透視図により表してもよい。
- （4）同一IWVTA 型式であって外観の一部が異なる場合は、当該部分の部分図の併記等の方法により示してもよい。
- （5）同一IWVTA 型式であって車軸配列（2軸車、前2軸車、後2軸車及び4軸車等）の違いにより外観の一部が異なる場合には、車軸配列別に複数のバリエーション又はバージョンを集合して作成することができる。
- （6）外観図の記載については、「自動車型式認証実施要領について（平成10年11月12日付、自審第1252号）」附則6 自動車等の外観図の記載要領によることができる。

附則〔令和元年６月25日改正国自審第352号〕

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和元年７月１日より施行する。

附則〔令和２年１月30日改正国自審第1814号〕

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和２年１月31日より施行する。

附則〔令和２年９月25日改正国自審第1073号〕

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和２年９月25日より施行する。

附則〔令和２年５月29日改正国自審第365号、国自基第15号〕

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和２年５月29日より施行する。

附則〔令和２年10月30日改正国自審第1259号〕

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和３年４月１日より施行する。

附則（令和２年12月23日国自総第283号）

本改正規定は、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令の施行の日（令和３年１月１日）から施行する

附則〔令和３年６月９日付け国自審第516号〕

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和３年６月９日より施行する。

附 則（令和３年１１月３０日付け国自審第１５１５号）

（施行期日）

本改正規定は、令和３年11月30日より施行する。

附 則（令和４年３月３１日付け国自審第２３３０号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和４年３月31日より施行する。

附 則（令和４年６月２２日付け国自審第 622 号）
（施行期日）

1. 本改正規定は、令和４年６月22日より施行する。

附 則（令和４年１０月７日付け国自審第 1512 号）
（施行期日）

1. 本改正規定は、令和４年10月8日より施行する。

附 則（令和５年５月３０日付け国自審第 265 号）
（施行期日）

1. 本改正規定は、令和５年６月５日より施行する。

附 則（令和５年９月２５日付け国自総第 193 号）
（施行期日）

- 1 本改正規定は、令和５年10月１日から施行する。
（経過措置）
- 2 本改正規定の施行の際現にある本改正規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和６年６月１４日付け国自審第 539 号）
（施行期日）

1. 本改正規定は、令和６年６月15日より施行する。

附 則（令和６年９月２０日付け国自審第 1291 号）
（施行期日）

1. 本改正規定は、令和６年９月22日より施行する。

附 則（令和７年６月１７日付け国自審第 516 号）
（施行期日）

1. 本改正規定は、令和７年６月17日より施行する。

附 則（令和８年６月４日付け国自審第 585 号）
（施行期日）

1. 本改正規定は、令和８年６月４日より施行する。

附 則（令和８年９月３０日付け国自審第 1685 号）

(施行期日)

1. 本改正規定は、令和8年9月30日より施行する。